

城 山 ダ ム 操 作 規 則

第1章 総則

（通 則）

第1条 城山ダムについては、この規則に定めるところによる。

（ダムの用途）

第2条 城山ダムは、洪水調節、水道用水及び、工業用水の供給並びに発電をその用途とする。

第2章 貯水池の水位等

（洪 水）

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が、毎秒1,500立方メートル以上である場合における当該流水とする。

（洪水期間及び非洪水期間）

第4条 洪水期間及び非洪水期間は、次の各号に定める期間とする。

- 一 洪水期間 毎年6月1日から10月15日までの期間
- 二 非洪水期間 毎年10月16日から翌年5月31日までの期間

（水 位）

第5条 貯水池の水位は、ダム本体に設置された水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

（常時満水位）

第6条 貯水池の常時満水位は、標高124.0メートルとし、第17条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、非洪水時（流入量が毎秒1,500立方メートル未満であるときをいう。）には、水位をこれより上昇させてはならない。

（サーチャージ水位）

第7条 貯水池のサーチャージ水位は、標高125.5メートルとし、第15条本文の規定により洪水調節を行う場合並びに、第17条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合には、水位をこれより上昇させてはならない。

（制限水位）

第8条 洪水期間における貯水池の最高水位（以下「制限水位」という。）は、標高120.0メートルとし、第15条の規定により洪水調節を行う場合及び第17条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

(予備放流水位)

第9条 予備放流水位の最低限度は、標高113.0メートルとする。

第3章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第10条 洪水調節は、標高113.0メートルから標高125.5メートルまでの容量最大 27,500,000立方メートルを利用して、洪水期間にあつては水位を制限水位より上昇させないように制限するほか予備放流により水位を低下させて行い、非洪水期間にあつては、予備放流により水位を低下させて行うものとする。

2 洪水に達しない流水の調節は、洪水期間にあつては、標高120.0メートルから標高 125.5メートルまでの容量最大13,100,000立方メートル、非洪水期間にあつては標高124.0メートルから標高125.5メートルまでの容量最大3,500,000立方メートルを利用して行うものとする。

(水道用水、工業用水の供給並びに発電のための利用)

第11条 水道用水、工業用水の供給並びに発電は、洪水期間にあつては標高95.0メートルから標高から標高120.0メートルまでの容量最大41,600,000立方メートル、非洪水期にあつては標高95.0メートルから標高124.0メートルまでの容量最大51,200,000立方メートルを利用して行うものとする。

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第12条 城山ダム管理事務所長（以下「所長」という。）は、横浜地方気象台又は甲府地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられたときは、洪水警戒体制を執らなくてはならない。

2 所長は、第17条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合、その他細則に定める場合には、洪水警戒体制を執ることができる。

(洪水警戒体制時における措置)

第13条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、ただちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

- 一 県土整備局河川下水道部河港課、関東地方整備局京浜河川事務所、横浜地方気象台、甲府地方気象台、その他の細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- 二 最大流入量、流入総量、洪水継続時間及び流入量の時間的变化を予測すること。
- 三 洪水調節計画をたて、予備放流水位を定めること。
- 四 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他のダム操作に関し必要な措置。

(予備放流)

第14条 所長は、洪水調節を行う必要が生ずると認められる場合で、水位が前条第三号により定めた予備放流水位を超えているときは、水位を当該予備放流水位に低下させるため、毎秒1,500立方メートルの水量を限度としてダムから放流を行うものとする。

(洪水調節)

第15条 所長は、次の各号に定めるところにより洪水調節を行わなければならない。ただし、水位が標高113.0メートルより下にある場合、又は気象、水象その他の状況により特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- 一 流入量が、毎秒1,500立方メートルから4,100立方メートルまでの間にあって増加し続けているときは、毎秒 $\{(\text{流入量}-1,500) \times 0.58 + 1,500\}$ 立方メートルの水量を放流すること。
- 二 前号の方法による操作の後、流入量が減少しはじめた時以後は、毎秒 $\{(\text{前号の方法による操作中における最大流入量}-1,500) \times 0.58 + 1,500\}$ 立方メートルの水量の流水を、流入量が当該水量に等しくなる時、又は流入量が前号の方法による操作中における最大流入量と等しくなる時まで放流すること。
- 三 前号の方法による操作の後、流入量が第1号の方法による操作中における最大流入量を超えた時以後は、前2号に規定する方法により放流を行うこと。
- 四 次条の規定によりダムから放流を行っている場合において、放流量が毎秒1,500立方メートルを下がるまでの間に流入量が再び増加した場合で、流入量が放流量と等しくなった時以後は、流入量が毎秒 $\{(\text{当該放流量}-1,500) \times 1/0.58 + 1,500\}$ 立方メートルに等しくなる時まで、当該放流量に相当する水量を放流すること。
- 五 流入量が、前号の規定する毎秒 $\{(\text{当該放流量}-1,500) \times 1/0.58 + 1,500\}$ 立方メートルを超えた時以後は、前4号に定める方法により放流すること。
- 六 流入量が、毎秒4,100立方メートルを超えた時以後は、流入量が毎秒3,000立方メートルに等しくなる時まで、毎秒3,000立方メートルの水量を放流すること。

(洪水調節の後における水位の低下)

第16条 所長は、前条各号の規定により洪水調節を行った後において、水位が洪水期間にあっては制限水位、非洪水期間にあっては常時満水位をそれぞれ超えているときは、速やかに水位をそれぞれ制限水位又は常時満水位に低下させるため、同条各号に定める方法による操作中における放流量のうち最大の放流量を限度としてダムから放流を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合には、当該限度にかかわらず下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行うことができる。

(洪水に達しない流水の調節)

第17条 所長は、気象、水象その他の状況により必要があると認める場合には、洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

(洪水に達しない流水の調節の後における水位の低下)

第18条 所長は、前条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が洪水期間にあつては、制限水位、非洪水期間にあつては常時満水位をそれぞれ超えているときは、速やかに水位をそれぞれ制限水位又は常時満水位に低下させるため、毎秒 1,500立方メートルの水量を限度としてダムから放流を行わなければならない。ただし気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合には、当該限度にかかわらず、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行うことができる。

(洪水警戒体制の解除)

第19条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。

(水位の上昇)

第20条 所長は、気象、水象その他の状況により予備放流水位を維持する必要がなくなったと認める場合には、その後の流水を貯留して水位が上昇するよう努めるものとする。

第5章 貯留された流水の放流

(貯留された流水の放流を行うことができる場合)

第21条 ダムによって貯留された流水は、この規則に特別の定めがある場合のほか、次の各号の一に該当する場合に放流を行うことができる。

- 一 非洪水期間から洪水期間に移行するに際し、水位を制限水位に低下させるとき。
- 二 第28条の規定により、ダム等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
- 三 前2号に掲げる場合のほか、特にやむを得ない理由があるとき。

2 前項各号の一に該当する場合の放流量の限度は、毎秒1,500立方メートルとする。

(放流の原則)

第22条 所長は、ダムから放流を行う場合には、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

(放流量)

第23条 ダムから放流を行う場合の放流量は、この規則に特別の定めがある場合にあつては、当該規定に定める量、その他の場合にあつては流入量に相当する量から、それぞれ津久井発電所（以下「発電所」という。）の使用水量を控除した量を超えてはならない。

(下流の水道用水、工業用水のための放流)

第24条 所長は、下流の既得水利（別表第1）を確保した上で、下流の水道用水及び工業用水の供給のため必要があると認める場合には、別表第2に掲げる地点において、同表に掲げる水量の取水を可能ならしめるよう必要な流水をダムから放流しなければならない。

2 所長は、前項の放流については、宮ヶ瀬ダム及び相模ダムと協同して行うものとする。なお協同して行う放流については、細則に定める。

(放流量の決定)

第25条 所長は、ダムから放流を行おうとする場合には、発電所の使用水量を確認して放流の時期及び放流量を決定しなければならない。

2 所長は、前項の決定を行おうとする場合において、当該ダムからの放流が第21条第1号及び第23条の規定による放流であるときは、あらかじめ、企業庁発電総合制御所に連絡しなければならない。

(放流に関する通知等)

第26条 所長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則に定めるところにより、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

(ゲート等の操作)

第27条 ダムから放流を行う場合のゲート等の操作については、細則に定める。

第6章 点検・整備等

(計測、点検及び整備)

第28条 所長は、ダム、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

2 所長は、前項の規定による計測、点検及び整備を行うため、細則に定めるところにより基準を定めなければならない。

(観測)

第29条 所長は、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(記録)

第30条 所長は、ゲートを操作し、第28条の規定による計測、点検及び整備を行い、並びに前条第1項の規定による観測を行ったときは、細則に定める事項を記録しておかなければならない。

第7章 操作等の分担

(操作等の分担)

第31条 第12条の規定により所長が洪水警戒体制を執ってから第19条の規定によりこれを解除するまでの間及び第17条の規定により所長が洪水に達しない流水の調節を行う場合における城山ダムの操作及びこれに関連する計測、点検、観測、記録の作成等の業務（以下「操作等」という。）を除くその他の操作等は、水道及び電気事業者神奈川県知事が行うものとする。

- 2 前項の規定により水道及び電気事業者神奈川県知事が、城山ダムの操作等を行う場合において、この操作規則中所長とあるのは、企業庁相模川水系ダム管理事務所長をいうものとする。

第8章 雑 則

(緊急時の措置)

第32条 所長は、関東地方整備局相模川水系広域ダム管理事務所長から相模川水系ダム群の管理に関し別に締結する協定に基づく指示があったときは、速やかに必要な措置をとるものとする。

(細 則)

第33条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な手続きその他の細則は、河川下水道部長が定める。

附 則

この規則は、令和4年7月1日から適用する。

別表第1 (小倉地点)

1～3月	4 月	5 月	6 月	7～8月	9 月	10～12月
10.00	10.52	13.88	18.99	17.38	13.97	10.00

別表第2 (寒川取水堰上流地点)

1～2月	3 月	4～5 月	6 月	7～9月	10 月	11～12月
9.368	9.844	9.894	9.994	10.520	9.944	9.894

※単位は毎秒当たり立方メートル

城山ダム放流要領（抜粋）

第1編 放流警報

1 目 的

この要領は、城山ダム（以下「ダム」という。）からの放流に起因する流水の急激な変化によって生ずる危害の防止を図るために必要な警報等について定める。

2 洪水警戒体制

降雨による貯水池への流入量の予測規模により、準備、第1、第2及び第3警戒体制を設置する。

- （1）準備警戒体制は、横浜地方気象台（相模原市）若しくは甲府地方気象台（東部・富士五湖 ただし丹波山村を除く）から降雨に関する注意報若しくは警報が発せられたとき、又はダムゲートからの放流が予測されるとき、ダムゲートからの放流に必要な準備を行うために設置する。
- （2）第1警戒体制は、ダムからの放流量（ダムゲートからの放流量と津久井発電所使用水量との和をいう、以下「放流量」という。）が毎秒 100 立方メートル未満と予測される場合において設置する。
- （3）第2警戒体制は、放流量が毎秒100立方メートル以上、毎秒1,500立方メートル未満と予測される場合において設置する。
- （4）第3警戒体制は、放流量が毎秒1,500立方メートル以上と予測される場合において設置する。

3 洪水警戒体制の解除

放流量が毎秒300立方メートル以下に減少し、気象及び水象の状況から洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認められる場合に解除する。

4 放流警報施設

放流警報施設は、別表第1及び別図第1のとおりとする。

5 放流警報の方法

ダムゲートから放流を行うときは、次に定めるところにより警報を行う。

- （1）スピーカー及びサイレンによる警報

ア 警報区間

- （ア）放流量が毎秒100立方メートル未満の時は、ダムから海老名までの区間とする。
- （イ）放流量が毎秒100立方メートル以上の時は、ダムから相模川河口までの区間とする。

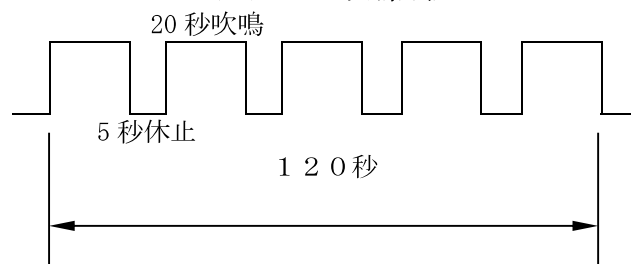
イ 警報時期

- （ア）城山ダム及び小倉警報所においては、放流開始約30分前、及び10分前とする。
- （イ）葉山島警報所から下流については、放流開始後順次行う。

ウ 警報内容

第1号様式によりスピーカーで放送を行った後、サイレンを吹鳴する。サイレンの吹鳴方法は次のとおりとする。

サイレンの吹鳴方法



エ 放流期間中

- (ア) 放流量が毎秒500立方メートルを超えた場合は、第1号様式によりスピーカーで放送を行う。
 - (イ) 放流量の急激な増加が予測される場合は、第1号様式によりスピーカーで放送を行い、必要に応じてサイレンを吹鳴する。
 - (ウ) その他必要に応じて、第1号又は第2号様式によりスピーカーで放送を行う。
- (2) 電光表示板及び赤色回転灯による警報
ダムゲートからの放流期間中は、ダムから相模川河口までの区間を点灯する。
- (3) 警報車による警報
- ア 警報区間
 - (ア) 放流量が毎秒100立方メートル未満のときは、ダム从小倉橋までの区間とする。
 - (イ) 放流量が毎秒100立方メートル以上のときは、ダムから相模川河口までの区間とする。
 - イ 警報時期及び経路
放流開始約40分前に城山ダム管理事務所を出発し、別図第2に示す経路に従って行う。
 - ウ 警報内容
第3号様式による。

6 異常洪水時防災操作に係る放流警報の方法

- (1) スピーカー及びサイレンによる警報
- ア 警報区間
ダムから相模川河口までの区間とする。
 - イ 警報時期
 - (ア) 異常洪水時防災操作に移行する予定の概ね3時間前。
ただし、予測結果その他の状況により操作移行が3時間に満たない場合は、決定時点で警報を行う。
 - (イ) 異常洪水時防災操作に移行する予定の概ね1時間前。
 - (ウ) 異常洪水時防災操作移行から解除までの間。
 - ウ 警報内容
第1号様式（異常洪水時防災操作関連）による。
- (2) 電光表示板による警報
- ア 異常洪水時防災操作移行までの間
「キケン！城山ダム 緊急放流の予定あり」
 - イ 異常洪水時防災操作中（移行から終了まで）
「キケン！城山ダム 緊急放流中」
- (3) 警報車による警報
放流量が毎秒1,500立方メートルを超え、異常洪水時防災操作が見込まれる時に事務所を出発し相模川河口まで行う。
警報内容は、第3号様式（異常洪水時防災操作関連）による

7 警報掲示板

警報掲示板は、第5号様式による。

8 放流に関する通知等

関係機関への通知等は、次に定めるところにより行う。

(1) 準備警戒体制

ア 通知機関

県土整備局河川下水道部河港課（神奈川県水防本部）、企業局利水電気部利水課、相模川水系ダム管理事務所相模ダム管理部、相模川水系ダム管理事務所寒川取水管理所、発電総合制御所、相模川発電管理事務所

イ 通知時期

準備警戒体制を設置したとき、及び解除したとき。

ウ 通知内容

第4号様式による。

(2) 第1、第2、第3警戒体制及び放流等

ア 放流通知機関

別表第2に記載の機関とする。

イ 通知時期

(ア) 第1、第2、第3警戒体制を設置したとき、及び解除したとき。

(イ) ダムゲートからの放流開始約2時間前。

(ウ) ダムゲートからの放流を開始したとき、及び終了したとき。

(エ) 事前放流が予測されたとき、及び開始したとき。

(オ) 特例操作が予測されたとき。

(カ) 異常洪水時防災操作が予測されるとき。

(キ) 異常洪水時防災操作を予告するとき。

(概ね3時間前、概ね1時間前)

(ク) 異常洪水時防災操作に移行したとき、及び解除したとき。

(ケ) 特例操作に移行したとき、及び解除したとき。

(コ) 特例操作により毎秒3,000立方メートルを超えたとき。

(サ) 特例操作により毎秒3,400立方メートルに達したとき。

(シ) その他放流に関する通知が必要なとき。

ウ 通知内容

第4号様式による。

エ 連絡系統

放流通知機関から関係機関への連絡系統は、別表第3及び第4のとおりとする。

(3) 通知の方法

ア 電話で通知を行う。なお、異常洪水時防災操作、特例操作及び事前放流に係わる事項については、城山ダム管理事務所から別表第3及び第4の全機関へFAXでも通知する。

イ 一般電話不通時の通知

一般電話不通の時は、県土整備局河川下水道部河港課（神奈川県水防本部）に対し、次の機関への通知の伝達を依頼する。

(ア) 県防災総合無線に係る関係機関。

(イ) 県警察本部。

(ウ) 国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所。

(4) 情報提供

放流に関する情報提供は、次に定めるところにより行う。

ア 情報受信機関及び連絡系統

情報受信機関及び連絡系統は、別表第5のとおりとする。

イ 情報発信時期

(2) イ (ア)～(サ)のうち、受信者が必要な時期とする。

ウ 情報提供内容

第4号様式による。

エ 情報提供の方法

電話で情報提供を行う。ただし、それ以外の手段によることもできるものとする。

9 附 則

この定めは平成12年 4月 1日から施行する。

平成14年	3月22日改正	平成26年	4月 1日改正
平成15年	4月 1日改正	平成27年	4月20日改正
平成15年	6月 1日改正	平成28年	4月22日改正
平成16年	4月 1日改正	平成29年	6月27日改正
平成17年	4月 1日改正	平成30年	7月12日改正
平成18年	4月 1日改正	平成31年	4月22日改正
平成19年	4月 1日改正	令和 元年	6月 1日改正
平成20年	4月 1日改正	令和 2年	6月 1日改正
平成21年	4月 1日改正	令和 2年	8月18日改正
平成22年	4月 1日改正	令和 3年	8月10日改正
平成22年	5月27日改正	令和 4年	4月 1日改正
平成23年	4月 1日改正	令和 4年	9月 7日改正
平成24年	4月 1日改正	令和 5年	4月 1日改正
平成24年	6月28日改正	令和 5年	5月10日改正
平成25年	4月 1日改正	令和 7年	4月 1日改正

第1号様式 警報放送書 No. _____ 令和____年____月____日 こちらは、城山ダム管理事務所です。城山ダムから _____日_____時_____分に毎秒_____立方メートル放流 します。 しました。 ① 川の水位が上昇しますので、注意してください。 ② 川の水が急に増えて危険ですから、川から離れてください。 放 送 者	
---	--

摘要：①放流開始時、放流量が 500m³/s を超えたとき、その他必要に応じて使用する。
 ②放流量の急激な増加が予測されるときに使用する。

第1号様式（異常洪水時防災操作関連） 警報放送書 No. _____ 令和____年____月____日 こちらは、城山ダム管理事務所です。城山ダムでは _____日_____時_____分から緊急放流を ①開始する予定です。 ②開始しました。 ③行っています。 たいへん危険ですから、川には絶対に近づかないでください。 放 送 者	
---	--

摘要：①異常洪水時防災操作予告時（概ね3時間前、概ね1時間前）
 ② " 移行時
 ③ " 移行後から解除まで

第2号様式 警報放送書 No. _____ 令和____年____月____日 こちらは、城山ダム管理事務所です。ただいま、城山ダムから放流しています。 川の水が 多くて危険ですから、注意して下さい。 急に増えて危険ですから、川から離れてください。 放 送 者	
---	--

摘要：放流期間中において第1号様式によらない場合、必要に応じて使用する。

第3号様式

No.

警報車放送書

令和____年____月____日

こちらは、城山ダム放流警報車です。城山ダムから

____日____時____分に毎秒____立方メートル放流
（します。
しました。）

- （① 川の水位が上昇しますので、注意してください。
② 川の水が急に増えて危険ですから、川から離れてください。）

放
送
者

摘要：①放流開始時、放流量が500m³/sを超えたとき、その他必要に応じて使用する。
②放流量の急激な増加が予測されるときに使用する。

第3号様式（異常洪水時防災操作関連）

No.

警報放送書

令和____年____月____日

こちらは、城山ダム放流警報車です。城山ダムでは

- （① 緊急放流を行う可能性があります。
② ____日____時____分から緊急放流を行う予定です。）

たいへん危険ですから、川には絶対に近づかないでください。

放
送
者

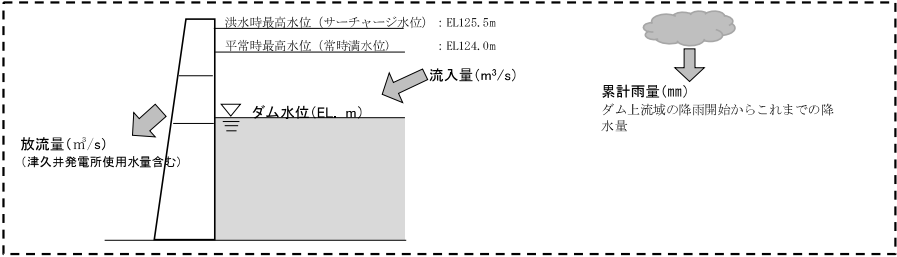
摘要：①異常洪水時防災操作の承認を受ける前
②異常洪水時防災操作の承認を受けた後

第4号様式A（洪水未満の放流に関すること）
城山ダム放流連絡書

機関名

令和 年 月 日																	
番号	種別	内 容	摘 要		発信機関			通知機関									
					通報時刻	発信者	受信者	通報時刻	発信者	受信者							
①	準備警戒体制	城山ダム管理事務所長は ____日____時____分に 準備警戒体制を設置しました。	(1)	____日____時____分に 横浜・甲府地方気象台から 大雨・洪水に関する 注意報・警報が発表されたため。	:			:									
(2)	____日____時____分に 台風第____号が 警戒範囲に達したため。																
(3)																	
②	第1警戒体制	城山ダム管理事務所長は ____日____時____分に 第1警戒体制を設置しました。	ダムからの放流量は 100m ³ /s未満と予測されます。		:			:									
③	第2警戒体制	城山ダム管理事務所長は ____日____時____分に 第2警戒体制を設置しました。	ダムからの放流量は 100m ³ /s以上1,500m ³ /s未満 と予測されます。		:			:									
④	放流予告	城山ダムは____日____時____分にゲートからの放流を開始します。 ダムからの放流量は、毎秒____立方メートルとなります。 現在城山貯水池の水位は(EL)____メートルです。 なお、今後の降雨量によっては放流量を順次増加します。 川やダムの情報に注意してください。			:			:									
⑤	放流通知	城山ダムから○日○時○分に毎秒○立方メートルを放流しました。 川の水位が上昇しますので注意してください。 現在上流の累計降雨量は○ミリメートル、城山貯水池の水位は(EL)○メートル、流入量は毎秒○立方メートルです。 今後の雨量によっては放流量が増加しますから川の増水に注意してください。	番号	日	時	分	放流量 (m ³ /s)	累計雨量 (mm)	水位 (EL, m)	流入量 (m ³ /s)	備考						
			(1)	.	.						放流開始	:			:		
			(2)	.	.						予備放流開始 今後の大雨に備えてダムの水位を低下する	:			:		
			(3)	.	.						放流量500m ³ /s 超えたとき	:			:		
			(4)	.	.						放流量1,000m ³ /s 超えたとき	:			:		
			(5)	.	.							:			:		
⑥	警戒体制解除	城山ダム管理事務所長は ____日____時____分に 警戒体制を解除しました。	ダムからの放流量が 300m ³ /s以下に減少し、 気象等の状況から、 警戒体制を解除します。		:			:			:						
⑦	放流終了	城山ダムは____日____時____分にゲートからの放流を終了しました。								:			:				

備考：城山ダムからの放流量は、津久井発電所使用水量を含む。

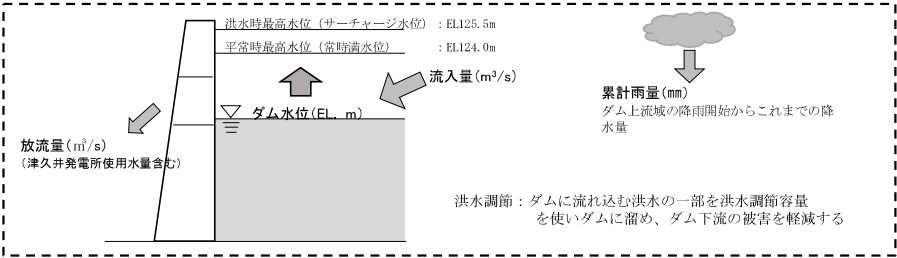


第4号様式B（洪水以上の放流に関すること）
城山ダム放流連絡書

機関名

番号	種別	内 容	摘 要	令和 年 月 日																																																																												
				発信機関																																																																												
				通報時刻	発信者	受信者																																																																										
①	第3警戒体制	城山ダム管理事務所長は ____日____時____分に 第3警戒体制を設置しました。	ダムからの放流量は 1,500m3/s以上と予測されます。	：		：																																																																										
②	放流通知	番号 日 時 分 放流量 (m³/s) 累計雨量 (mm) 水位 (EL. m) 流入量 (m³/s) 備考																																																																														
															城山ダムから○日○時○分に毎秒○立方メートルを放流しました。 川の水位が上昇しますので注意してください。 現在上流の累計降雨量は○ミリメートル、城山貯水池の水位は(EL)○メートル、流入量は毎秒○立方メートルです。 今後の雨量によっては放流量が増加しますから川の増水に注意してください。	(1)	・ ・					放流量1,500m³/ s なったとき	：			：																																																						
																													(2)	・ ・					放流量2,000m³/ s 超えたとき	：			：																																									
																																										(3)	・ ・					放流量2,500m³/ s 超えたとき	：			：																												
																																																							(4)	・ ・					放流量3,000m³/ s ・ なったとき ・ 超えたとき	：			：															
																																																																				(5)	・ ・					放流量3,400m³/ s なったとき	：			：		

備考：城山ダムからの放流量は、津久井発電所使用水量を含む。



第4号様式C（事前放流及び特例操作に関すること）
城山ダム放流連絡書

機関名

令和 年 月 日

番号	種別	内容	摘要	発信機関			通知機関		
				通報時刻	発信者	受信者	通報時刻	発信者	受信者
①	事前放流 事前情報	城山ダムは ____月____日____時____分頃から 予備放流完了後、事前放流へ移行する予定です。 ファックスでも詳しい内容を通知しています（します）ので確認してください。	計画規模を超える ダム流入量となる おそれがあるため。	:			:		
②	事前放流 開始	城山ダムは ____月____日____時____分頃から 事前放流を開始しました。	計画規模を超える ダム流入量となる おそれがあるため。	:			:		
③	特例操作 事前情報	城山ダムは ____月____日____時____分頃から 特例操作へ移行します。 最大放流量を従来の3,000m ³ /sから、3,400m ³ /sに引き上げます。 ファックスでも詳しい内容を通知しています（します）ので確認してください。	計画規模を超える ダム流入量となる おそれがあるため。	:			:		
④	特例操作 移行	城山ダムは ____月____日____時____分頃から、特例操作に移行（開始）しました。 ダムからの放流量は毎秒____立方メートルです。 川の水位が上昇しますので、たいへん危険です。川には絶対に近づかないでください。	計画規模を超える ダム流入量のため。	:			:		
⑤	特例操作 解除	城山ダムは ____月____日____時____分に 特例操作を解除（終了）しました。 ゲート放流はしばらく継続します。	ダム流入量が計画 最大放流量を下 回ったため。	:			:		

※特例操作とは、大きな出水によりダムの洪水調節容量を使い切る可能性が生じた場合、ピーク時の洪水調節容量を温存するため、洪水調節の早い段階から先行的に放流量を増加し、最大3,400m³/sの放流を行う操作のことです。

※城山ダムの計画最大流入量は4,100m³/s、計画最大放流量は3,000m³/sです。

次の連絡先がある機関はFAXの到着を待たずに電話連絡を進めてください。

第4号様式D（異常洪水時防災操作に関すること）
城山ダム放流連絡書

機関名

番号	種別	内容	摘要	令和 年 月 日					
				発信機関			通知機関		
				通報時刻	発信者	受信者	通報時刻	発信者	受信者
①-1	異常洪水時 防災操作 (緊急放流) 事前情報	城山ダムは ____月____日____時____分頃から 異常洪水時防災操作に移行する可能性があります。 ファックスでも詳しい情報を送付しています（します）ので確認してください。	計画規模を超える ダム流入量となる おそれがあるため。	:			:		
		城山ダムは ____月____日____時____分頃から 異常洪水時防災操作に移行する可能性があります。 ファックスでも詳しい情報を送付しています（します）ので確認してください。							
①-2	異常洪水時 防災操作 (緊急放流) 事前情報	城山ダムは ____月____日____時____分頃から 異常洪水時防災操作に移行する可能性があります。 ファックスでも詳しい情報を送付しています（します）ので確認してください。	計画規模を超える ダム流入量となる おそれがあるため。	:			:		
		城山ダムは ____月____日____時____分頃から 異常洪水時防災操作に移行する可能性があります。 ファックスでも詳しい情報を送付しています（します）ので確認してください。							
①-3	異常洪水時 防災操作 (緊急放流) 見込み情報	城山ダムは ____月____日____時____分頃から 異常洪水時防災操作に移行する可能性があります。 移行する場合は、おおむね3時間前に通知します。 ファックスでも詳しい情報を送付しています（します）ので確認してください。	計画規模を超える ダム流入量が予測 されるため。	:			:		
		城山ダムは ____月____日____時____分頃から 異常洪水時防災操作に移行します。 移行する場合は、おおむね1時間前に通知します。 ファックスでも詳しい内容を通知しています（します）ので確認してください。							
②-1	異常洪水時 防災操作 (緊急放流) 3時間前通知	城山ダムは ____月____日____時____分頃から 異常洪水時防災操作に移行します。 移行する場合は、おおむね1時間前に通知します。 ファックスでも詳しい内容を通知しています（します）ので確認してください。	計画規模を超える ダム流入量が予測 されるため。	:			:		
		城山ダムは ____月____日____時____分に通知した 異常洪水時防災操作3時間前通知を延期します。 異常洪水時防災操作の可能性は引き続きありますので、移行する場合は、おおむね 1時間前に通知します。 ファックスでも詳しい情報を送付しています（します）ので確認してください。							
②-2	異常洪水時 防災操作 (緊急放流) 延期	城山ダムは ____月____日____時____分に通知した 異常洪水時防災操作3時間前通知を延期します。 異常洪水時防災操作の可能性は引き続きありますので、移行する場合は、おおむね 1時間前に通知します。 ファックスでも詳しい情報を送付しています（します）ので確認してください。	想定より降雨量が 少なかったため。	:			:		
		城山ダムは ____月____日____時____分頃から 異常洪水時防災操作に移行します。 移行する場合は、ただちに通知します。 ファックスでも詳しい内容を通知しています（します）ので確認してください。							
③-1	異常洪水時 防災操作 (緊急放流) 1時間前通知	城山ダムは ____月____日____時____分頃から 異常洪水時防災操作に移行します。 移行する場合は、ただちに通知します。 ファックスでも詳しい内容を通知しています（します）ので確認してください。	計画規模を超える ダム流入量が予測 されるため。	:			:		
		城山ダムは ____月____日____時____分に通知した 異常洪水時防災操作1時間前通知を延期します。 異常洪水時防災操作の可能性は引き続きありますので、移行する場合は、おおむね 1時間前に通知します。 ファックスでも詳しい情報を送付しています（します）ので確認してください。							
③-2	異常洪水時 防災操作 (緊急放流) 延期	城山ダムは ____月____日____時____分に通知した 異常洪水時防災操作1時間前通知を延期します。 異常洪水時防災操作の可能性は引き続きありますので、移行する場合は、おおむね 1時間前に通知します。 ファックスでも詳しい情報を送付しています（します）ので確認してください。	想定より降雨量が 少なかったため。	:			:		
		城山ダムは ____月____日____時____分に通知した異常洪水時防災操作を中止します。 河川水位は引き続き高い状態が続きますので注意してください。 ファックスでも詳しい情報を送付しています（します）ので確認してください。							
④	異常洪水時 防災操作 (緊急放流) 中止	城山ダムは ____月____日____時____分に通知した異常洪水時防災操作を中止します。 河川水位は引き続き高い状態が続きますので注意してください。 ファックスでも詳しい情報を送付しています（します）ので確認してください。	想定より降雨量が 少なかったため。	:			:		
		城山ダムは ____月____日____時____分から、異常洪水時防災操作に移行しました。 ダムからの放流量は毎秒____立方メートルです。 川の水量が更に増加し、氾濫の危険があります。 ファックスでも詳しい内容を通知しています（します）ので確認してください。							
⑤	異常洪水時 防災操作 (緊急放流) 移行	城山ダムは ____月____日____時____分から、異常洪水時防災操作に移行しました。 ダムからの放流量は毎秒____立方メートルです。 川の水量が更に増加し、氾濫の危険があります。 ファックスでも詳しい内容を通知しています（します）ので確認してください。	計画規模を超える ダム流入量のた め。	:			:		
		城山ダムは ____月____日____時____分時点の ダムからの放流量は毎秒____立方メートルです。 川の水量がさらに増加し、氾濫の危険があります。 ファックスでも詳しい情報を送付しています（します）ので確認してください。							
⑥	異常洪水時 防災操作 (緊急放流) 継続中 ※必要に応じて	城山ダムは ____月____日____時____分頃から、異常洪水時防災操作に移行しました。 ダムからの放流量は毎秒____立方メートルです。 川の水量がさらに増加し、氾濫の危険があります。 ファックスでも詳しい情報を送付しています（します）ので確認してください。	ダム流入量の増加 により、放流量が さらに増えるた め。	:			:		
		城山ダムは ____月____日____時____分に 異常洪水時防災操作を解除しました。 ゲートからの放流はしばらく継続します。 ファックスでも詳しい情報を送付しています（します）ので確認してください。							
⑦	異常洪水時 防災操作 (緊急放流) 解除	城山ダムは ____月____日____時____分に 異常洪水時防災操作を解除しました。 ゲートからの放流はしばらく継続します。 ファックスでも詳しい情報を送付しています（します）ので確認してください。	ダム流入量が計画 最大放流量を下 回ったため。	:			:		
		城山ダムは ____月____日____時____分頃から、異常洪水時防災操作に移行しました。 ダムからの放流量は毎秒____立方メートルです。 川の水量がさらに増加し、氾濫の危険があります。 ファックスでも詳しい情報を送付しています（します）ので確認してください。							

※異常洪水時防災操作(緊急放流)とは、大きな出水によりダムの洪水調節容量を使い切る可能性が生じた場合、ダム流下量(放流量)を徐々に増加させ、流入量と同程度の流量を放流する操作のことです。

次の連絡先がある機関はFAXの到着を待たずに電話連絡を進めてください。

至急 城山ダム

【重要情報 緊急放流(異常洪水時防災操作) 事前情報】

令和〇〇年〇月〇日〇時〇分
城山ダム管理事務所
〇〇

<ダム操作に関する連絡>

城山ダム（神奈川県相模原市）における予測では、計画規模を超えるダム流入量となるおそれがあるため、ダムに水を貯められなくなり、下流に流れる水量が計画最大放流量（3,000m³/s）を超える緊急放流(異常洪水時防災操作)に移行する可能性があります。

ダム上流域予測総雨量〇〇〇mm（〇月〇日〇時～〇月〇日〇時）

予測ダム最大流入量〇〇〇m³/s（〇月〇日〇時〇分）

緊急放流移行時間 〇月〇日〇時頃予定

（〇月〇日〇時現在）

今後のダム情報、気象情報等に注意してください。

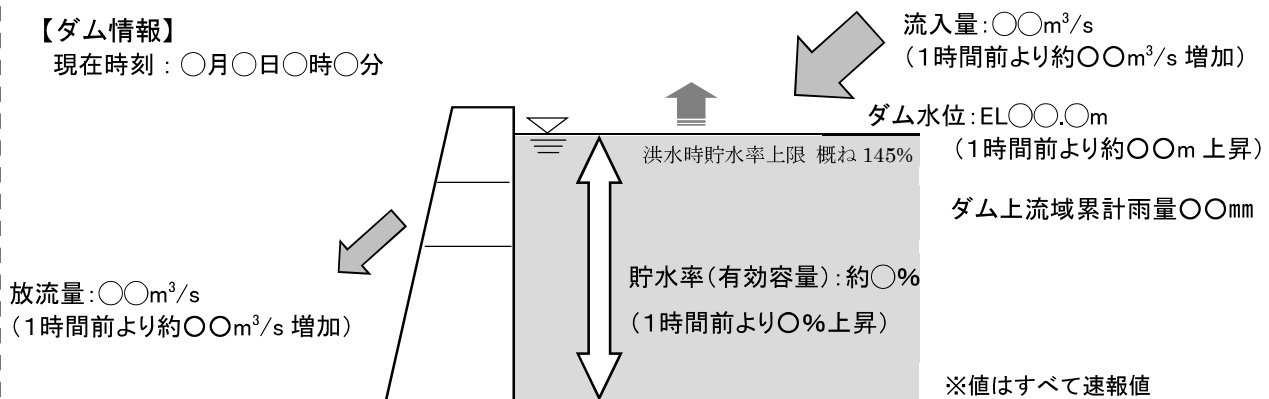
※今後の降雨状況により時間が前後する可能性がありますので、ご注意ください。

警戒レベル3相当

- ・緊急放流に移行する可能性あり
- ・高齢者等避難の措置が必要

【ダム情報】

現在時刻：〇月〇日〇時〇分



※ダム放流情報と河川水位情報(速報)のホームページ

「かながわの水がめ」神奈川県企業庁

https://kanagawa-dam.jp/web_data/genkyo_kokai/mizugame_h.html

「神奈川県雨量水位情報」神奈川県土木整備局

https://www.pref.kanagawa.jp/sys/suibou/web_city/suibou_joho/html/sagami/map/c30101.html

※緊急放流(異常洪水時防災操作)とは、大きな出水によりダムの洪水調節容量を使い切る可能性が生じた場合、ダム流下量(放流量)を徐々に増加させ、流入量と同程度の流量を放流する操作のことです。

城山ダム管理事務所から全機関に一括送信しています。(受信確認不要)

至急 城山ダム

【重要情報 緊急放流(異常洪水時防災操作) 見込み情報】

令和〇〇年〇月〇日〇時〇分
城山ダム管理事務所
〇〇

<ダム操作に関する連絡>

城山ダム（神奈川県相模原市）では、計画規模を超えるダム流入量が予測されダムに水を貯められなくなり、〇月〇日〇時〇分頃から下流に流れる水量が計画最大放流量（3,000m³/s）を超える緊急放流(異常洪水時防災操作)に移行する可能性があります。

移行する場合は、おおむね3時間前にも事前通知をしますので、ダムからの連絡等に注意してください。

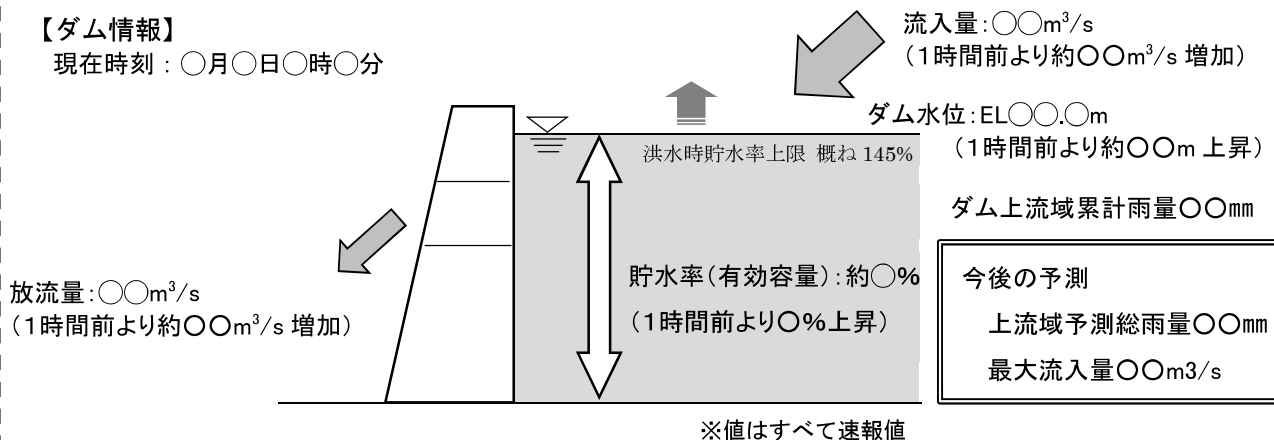
※今後の降雨状況により時間が前後する可能性がありますので、ご注意ください。

警戒レベル4相当

- ・ダム下流の河川で水量が増加し、氾濫のおそれがあり。
- ・避難指示等の措置が必要。

【ダム情報】

現在時刻：〇月〇日〇時〇分



※ダム放流情報と河川水位情報(速報)のホームページ

「かながわの水がめ」神奈川県企業庁

https://kanagawa-dam.jp/web_data/genkyo_kokai/mizugame_h.html

「神奈川県雨量水位情報」神奈川県土木整備局

https://www.pref.kanagawa.jp/sys/suibou/web_city/suibou_joho/html/sagami/map/c30101.html

※緊急放流(異常洪水時防災操作)とは、大きな出水によりダムの洪水調節容量を使い切る可能性が生じた場合、ダム流下量(放流量)を徐々に増加させ、流入量と同程度の流量を放流する操作のことです。

城山ダム管理事務所から全機関に一括送信しています。(受信確認不要)

至急 城山ダム

【重要通知 緊急放流(異常洪水時防災操作) 3時間前】

令和〇〇年〇月〇日〇時〇分
城山ダム管理事務所
〇〇

<ダム操作に関する通知>

城山ダム（神奈川県相模原市）では、現在、防災操作（洪水調節）を行っています。

今後、計画規模を超えるダム流入量（4,100m³/s）が予想されるため、ダムに水を貯められなくなり、〇月〇日〇時〇分頃から下流に流れる水量が計画最大放流量（3,000m³/s）を超える緊急放流(異常洪水時防災操作)を実施します。

そのため、洪水氾濫のおそれがあります。

移行する場合は、おおむね1時間前にも事前通知をしますので、ダムからの連絡等に注意してください。

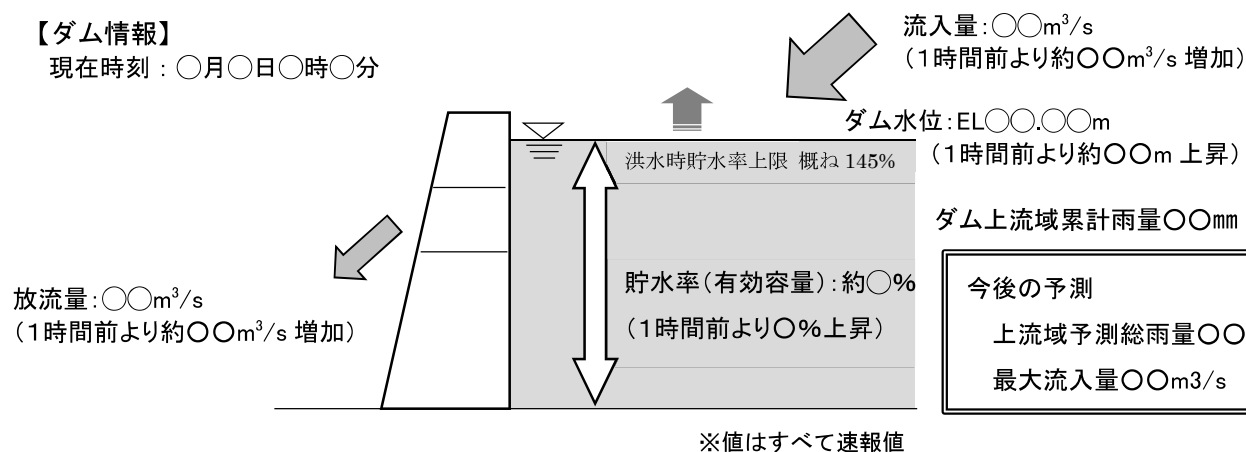
※今後の降雨状況により時間が前後する可能性がありますので、ご注意ください。

警戒レベル4相当

- ・ダム下流の河川で水量が増加し、氾濫のおそれがあります。
- ・避難指示等の措置が必要。

【ダム情報】

現在時刻：〇月〇日〇時〇分



※ダム放流情報と河川水位情報(速報)のホームページ

「かながわの水がめ」神奈川県企業庁

https://kanagawa-dam.jp/web_data/genkyo_kokai/mizugame_h.html

「神奈川県雨量水位情報」神奈川県土木整備局

https://www.pref.kanagawa.jp/sys/suibou/web_city/suibou_joho/html/sagami/map/c30101.html

※緊急放流(異常洪水時防災操作)とは、大きな出水によりダムの洪水調節容量を使い切る可能性が生じた場合、ダム流下量(放流量)を徐々に増加させ、流入量と同程度の流量を放流する操作のことです。

城山ダム管理事務所から全機関に一括送信しています。(受信確認不要)

至急 城山ダム

【重要通知 緊急放流(異常洪水時防災操作) 1時間前】

令和〇〇年〇月〇日〇時〇分
城山ダム管理事務所
〇〇

<ダム操作に関する通知>

城山ダム（神奈川県相模原市）では、現在、防災操作（洪水調節）を行っていますが、防災操作（洪水調節）に使用できるダムの空き容量が減少しています。

今後、計画規模を超えるダム流入量（ $4,100\text{m}^3/\text{s}$ ）が予想されるため、ダムに水を貯められなくなり、〇月〇日〇時〇分頃から下流に流れる水量が計画最大放流量（ $3,000\text{m}^3/\text{s}$ ）を超える緊急放流(異常洪水時防災操作)を実施します。

そのため、洪水氾濫のおそれがあります。

緊急放流(異常洪水時防災操作)に移行した場合は、ただちにその旨を通知します。

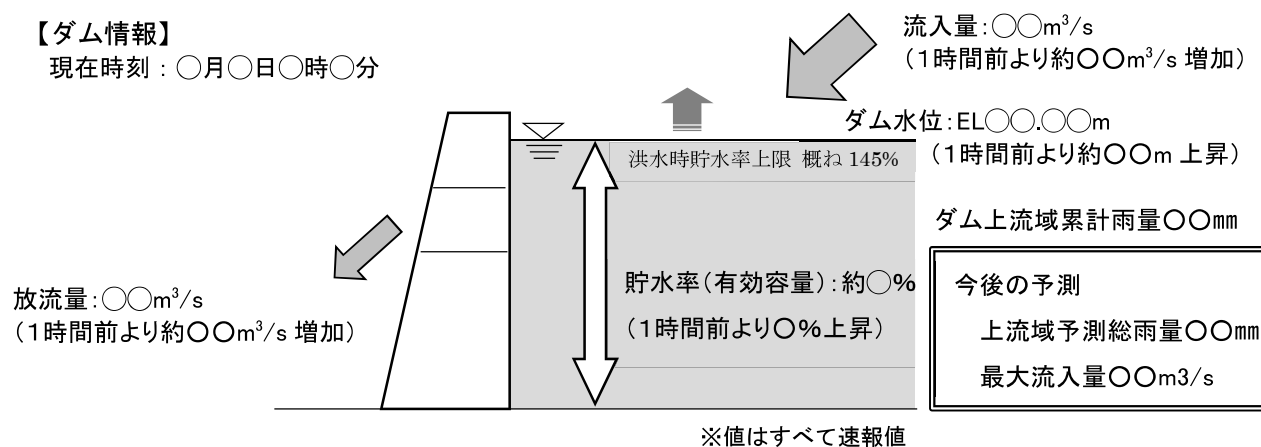
※今後の降雨等の状況により時間が前後する可能性がありますので、ご注意ください。

警戒レベル4相当

- ・ダム下流の河川で水量が増加し、氾濫のおそれがあります。
- ・避難指示等の措置が必要。

【ダム情報】

現在時刻：〇月〇日〇時〇分



※ダム放流情報と河川水位情報(速報)のホームページ

「かながわの水がめ」神奈川県企業庁

https://kanagawa-dam.jp/web_data/genkyo_kokai/mizugame_h.html

「神奈川県雨量水位情報」神奈川県土整備局

https://www.pref.kanagawa.jp/sys/suibou/web_city/suibou_joho/html/sagami/map/c30101.html

※緊急放流(異常洪水時防災操作)とは、大きな出水によりダムの洪水調節容量を使い切る可能性が生じた場合、ダム流下量(放流量)を徐々に増加させ、流入量と同程度の流量を放流する操作のことです。

城山ダム管理事務所から全機関に一括送信しています。(受信確認不要)

至急

城山ダム

【重要通知 緊急放流(異常洪水時防災操作) 延期】

〇〇年〇月〇日〇時〇分
城山ダム管理事務所
〇〇

<ダム操作に関する通知>

城山ダム（神奈川県相模原市）では、緊急放流(異常洪水時防災操作)の予告を行いましたが、想定より降雨が少なかったため、緊急放流(異常洪水時防災操作)への移行を延期します。

緊急放流(異常洪水時防災操作)の可能性は引き続きありますので、今後のダム情報に注意してください。

移行する場合は、おおむね1時間前に事前通知をします。

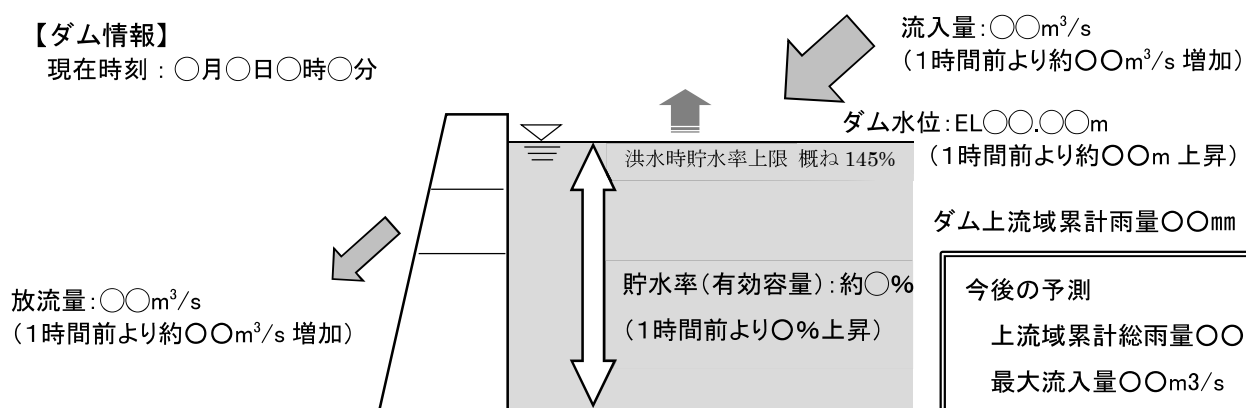
※今後の降雨状況により時間が前後する可能性がありますので、ご注意ください。

警戒レベル4相当

- ・ダム下流の河川で水量が増加し、氾濫のおそれがあります。
- ・避難指示等の措置が必要です。

【ダム情報】

現在時刻：〇月〇日〇時〇分



※値はすべて速報値

※ダム放流情報と河川水位情報(速報)のホームページ

「かながわの水がめ」神奈川県企業庁

https://kanagawa-dam.jp/web_data/genkyo_kokai/mizugame_h.html

「神奈川県雨量水位情報」神奈川県県土整備局

https://www.pref.kanagawa.jp/sys/suibou/web_city/suibou_joho/html/sagami/map/c30101.html

※緊急放流(異常洪水時防災操作)とは、大きな出水によりダムの洪水調節容量を使い切る可能性が生じた場合、ダム流下量(放流量)を徐々に増加させ、流入量と同程度の流量を放流する操作のことです。

城山ダム管理事務所から全機関に一括送信しています。(受信確認不要)

城山ダム

緊急放流（異常洪水時防災操作） 中止の情報

令和〇〇年〇月〇日〇時〇分

城山ダム管理事務所

〇〇

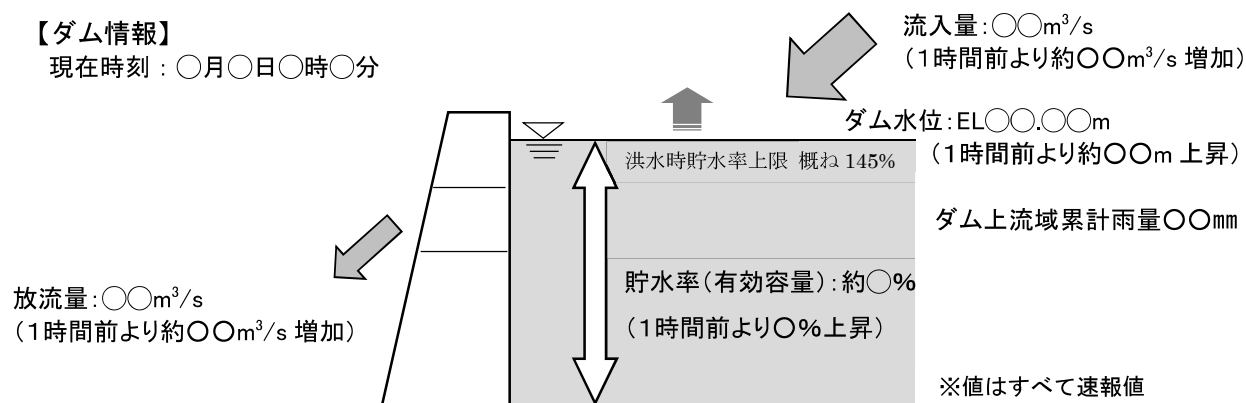
<ダム操作に関する通知>

城山ダム（神奈川県相模原市）では、緊急放流（異常洪水時防災操作）の通知を行いました
が、想定より降雨量が少なかったため緊急放流への移行を中止します。

なお、河川水位は引き続き高い状態が続きますので、注意してください。

【ダム情報】

現在時刻：〇月〇日〇時〇分



※ダム放流情報と河川水位情報（速報）のホームページ

「かながわの水がめ」神奈川県企業庁

https://kanagawa-dam.jp/web_data/genkyo_kokai/mizugame_h.html

「神奈川県雨量水位情報」神奈川県土整備局

https://www.pref.kanagawa.jp/sys/suibou/web_city/suibou_joho/html/sagami/map/c30101.html

※緊急放流（異常洪水時防災操作）とは、大きな出水によりダムの洪水調節容量を使い切る可能性が生じた場合、ダム流下量（放流量）を徐々に増加させ、流入量と同程度の流量を放流する操作のことです。

至急 城山ダム

【重要通知 緊急放流(異常洪水時防災操作) 移行】

令和〇〇年〇月〇日〇時〇分
城山ダム管理事務所
〇〇

<ダム操作に関する通知>

城山ダム（神奈川県相模原市）では、計画規模を超えるダム流入量（ $4,100\text{m}^3/\text{s}$ ）のため、ダムの空き容量が減少し、ダムに水を貯められなくなることから、〇月〇日〇時〇分から下流に流れる水量が計画最大放流量（ $3,000\text{m}^3/\text{s}$ ）を超える緊急放流（異常洪水時防災操作）に移行しました。

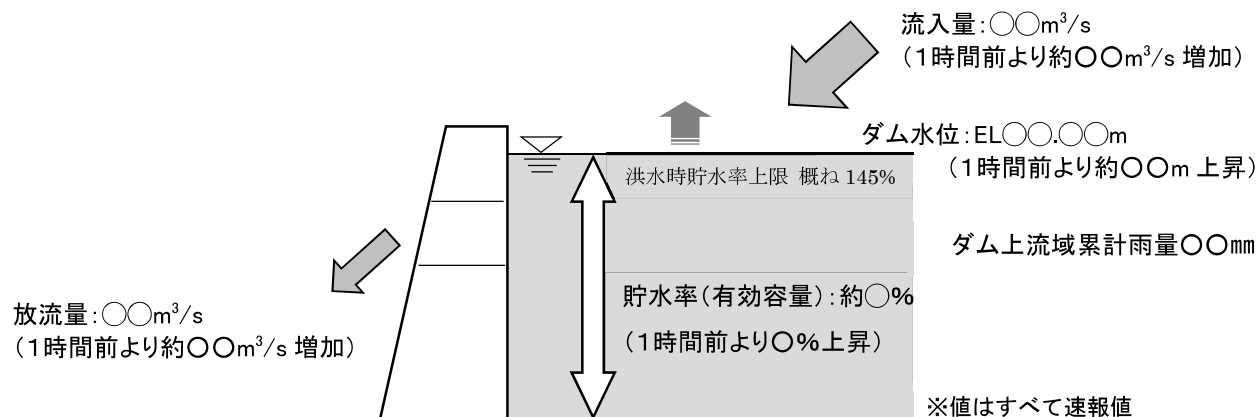
警戒レベル4相当

- ・ダムの下流の河川で更に水量が増加し、氾濫の危険あり。
- ・避難指示等の措置が必要。

【ダム情報】

現在時刻：〇月〇日〇時〇分

ダムの空容量が減少したためダムに水を貯められなくなり、下流に流れる水量が増えています。



※ダム放流情報と河川水位情報(速報)のホームページ

「かながわの水がめ」神奈川県企業庁

https://kanagawa-dam.jp/web_data/genkyo_kokai/mizugame_h.html

「神奈川県雨量水位情報」神奈川県県土整備局

https://www.pref.kanagawa.jp/sys/suibou/web_city/suibou_joho/html/sagami/map/c30101.html

※緊急放流（異常洪水時防災操作）とは、大きな出水によりダムの洪水調節容量を使い切る可能性が生じた場合、ダム流下量（放流量）を徐々に増加させ、流入量と同程度の流量を放流する操作のことです。

城山ダム管理事務所から全機関に一括送信しています。（受信確認不要）

至急

城山ダム

【重要通知 緊急放流(異常洪水時防災操作) 継続】

令和〇〇年〇月〇日〇時〇分

城山ダム管理事務所

〇〇

<ダム操作に関する通知>

城山ダム（神奈川県相模原市）では、現在、緊急放流(異常洪水時防災操作)を行っていますが、流入量が増加しているため引き続き放流量を増量しています。

下流に流れる水量がさらに増えるため、氾濫による甚大な被害が予測されます。

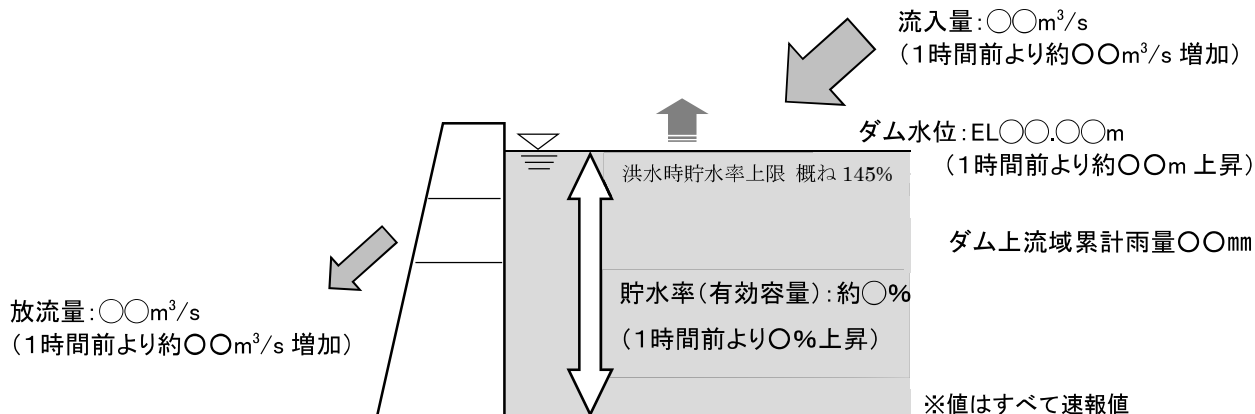
警戒レベル4相当

- ・ダムの下流の河川で更に水量が増加し、氾濫の危険あり。
- ・避難指示等の措置が必要。

【ダム情報】

現在時刻：〇月〇日〇時〇分

ダムの空容量が減少したためダムに水を貯められなくなり、下流に流れる水量が増えています。



※ダム放流情報と河川水位情報(速報)のホームページ

「かながわの水がめ」神奈川県企業庁

https://kanagawa-dam.jp/web_data/genkyo_kokai/mizugame_h.html

「神奈川県雨量水位情報」神奈川県土整備局

https://www.pref.kanagawa.jp/sys/suibou/web_city/suibou_joho/html/sagami/map/c30101.html

※緊急放流(異常洪水時防災操作)とは、大きな出水によりダムの洪水調節容量を使い切る可能性が生じた場合、ダム流下量(放流量)を徐々に増加させ、流入量と同程度の流量を放流する操作のことです。

城山ダム管理事務所から全機関に一括送信しています。(受信確認不要)

城山ダム緊急放流(異常洪水時防災操作) 終了の情報

令和〇〇年〇月〇日〇時〇分
城山ダム管理事務所
〇〇

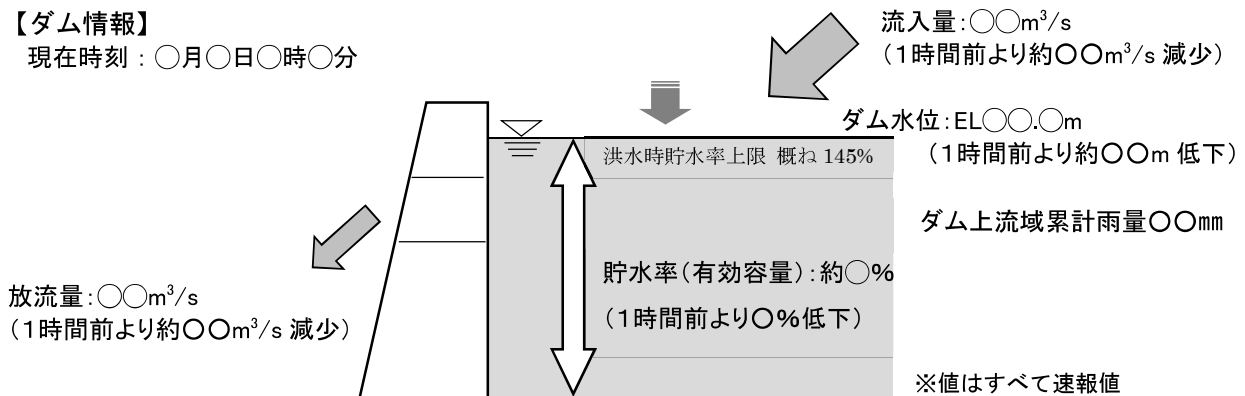
<ダム操作に関する連絡>

城山ダム(神奈川県相模原市)では、流入量が計画最大のダム流下量(計画最大放流量 3,000m³/s)を下回ったため、〇月〇日〇時〇分に緊急放流(異常洪水時防災操作)を終了しました。

今後、ダム流下量(放流量)を低下させますが、河川水位は引き続き高い状態が続きますので、注意してください。

【ダム情報】

現在時刻: 〇月〇日〇時〇分



※ダム放流情報と河川水位情報(速報)のホームページ

「かながわの水がめ」神奈川県企業庁

https://kanagawa-dam.jp/web_data/genkyo_kokai/mizugame_h.html

「神奈川県雨量水位情報」神奈川県土木整備局

https://www.pref.kanagawa.jp/sys/suibou/web_city/suibou_joho/html/sagami/map/c30101.html

※緊急放流(異常洪水時防災操作)とは、大きな出水によりダムの洪水調節容量を使い切る可能性が生じた場合、ダム流下量(放流量)を徐々に増加させ、流入量と同程度の流量を放流する操作のことです。

城山ダム管理事務所から全機関に一括送信しています。(受信確認不要)

至急 城山ダム

【重要情報 事前放流 事前情報】

令和〇〇年〇月〇日〇時〇分
城山ダム管理事務所
〇〇

<ダム操作に関する連絡>

城山ダム（神奈川県相模原市）における予測では、計画規模を超えるダム流入量となるおそれがあるため、〇月〇日〇時〇分頃から、予備放流完了後、事前放流へ移行する予定です。

今後の防災操作（洪水調節）に備えて、貯水位をEL112.5mに低下させ、防災操作（洪水調節）に活用する容量を拡大します。

ダム上流域予測総雨量〇〇〇mm（〇月〇日〇時～〇月〇日〇時）

予測ダム最大流入量〇〇〇m³/s（〇月〇日〇時〇分）

事前放流水位（EL112.5m）に低下する時間 〇月〇日〇時頃予定

（〇月〇日〇時現在）

今後のダム情報、気象情報等に注意してください。

※今後の降雨状況により時間が前後する可能性がありますので、ご注意ください。

【ダム情報】

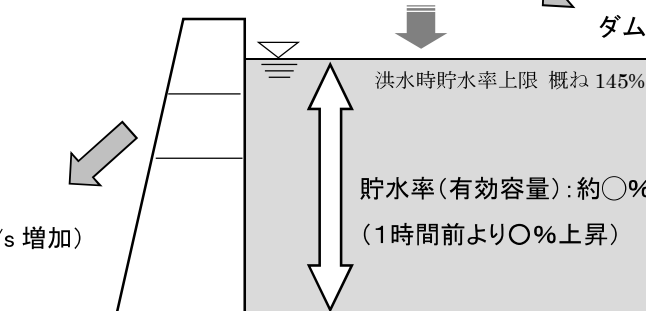
現在時刻：〇月〇日〇時〇分

流入量：〇〇m³/s
（1時間前より約〇〇m³/s 増加）

ダム水位：EL〇〇.〇m
（1時間前より約〇〇m 上昇）

ダム上流域平均雨量〇〇mm

放流量：〇〇m³/s
（1時間前より約〇〇m³/s 増加）



※値はすべて速報値

※ダム放流情報と河川水位情報（速報）のホームページ

「かながわの水がめ」神奈川県企業庁

https://kanagawa-dam.jp/web_data/genkyo_kokai/mizugame_h.html

「神奈川県雨量水位情報」神奈川県土木整備局

https://www.pref.kanagawa.jp/sys/suibou/web_city/suibou_joho/html/sagami/map/c30101.html

城山ダム管理事務所から全機関に一括送信しています。（受信確認不要）

至急 城山ダム

【重要情報 特例操作 事前情報】

令和〇〇年〇月〇日〇時〇分
城山ダム管理事務所
〇〇

<ダム操作に関する連絡>

城山ダム（神奈川県相模原市）における予測では、計画規模を超えるダム流入量となるおそれがあるため、下流に危険を及ぼさない範囲で、通常の洪水調節操作から、以下の操作に移行し、ダムの水位上昇を抑制し、洪水調節容量を確保します。

- 洪水調節開始後の放流量について、流入量を超えない範囲で、ゲートの放流能力の限度量まで引き上げます。
- 最大放流量を従来の 3,000 m³/s から 3,400 m³/s に引き上げます。

ダム上流域予測総雨量〇〇〇mm（〇月〇日〇時～〇月〇日〇時）

予測ダム最大流入量〇〇〇m³/s（〇月〇日〇時〇分）

放流量が 3,000 m³/s を超え、3,400 m³/s に達する時間 〇月〇日〇時頃予定

（〇月〇日〇時現在）

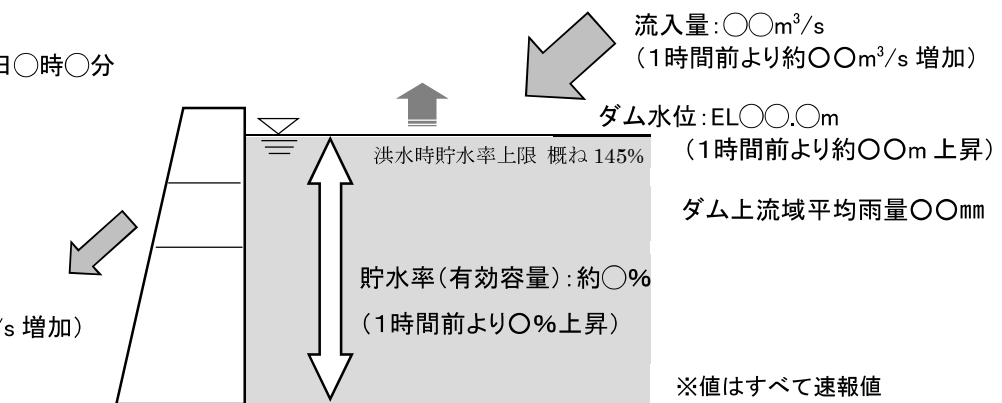
今後のダム情報、気象情報等に注意してください。

※今後の降雨状況により時間が前後する可能性がありますので、ご注意ください。

【ダム情報】

現在時刻：〇月〇日〇時〇分

放流量：〇〇m³/s
（1時間前より約〇〇m³/s 増加）



※ダム放流情報と河川水位情報（速報）のホームページ

「かながわの水がめ」神奈川県企業庁

https://kanagawa-dam.jp/web_data/genkyo_kokai/mizugame_h.html

「神奈川県雨量水位情報」神奈川県土整備局

https://www.pref.kanagawa.jp/sys/suibou/web_city/suibou_joho/html/sagami/map/c30101.html

※特例操作とは、大きな出水によりダムの洪水調節容量を使い切る可能性が生じた場合、ピーク時の洪水調節容量を温存するため、洪水調節の早い段階から先行的に放流量を増加し、最大 3,400m³/s の放流を行う操作のことです。

城山ダム管理事務所から全機関に一括送信しています。（受信確認不要）

(注) 危ない!! は朱色、その他は黒色の文字

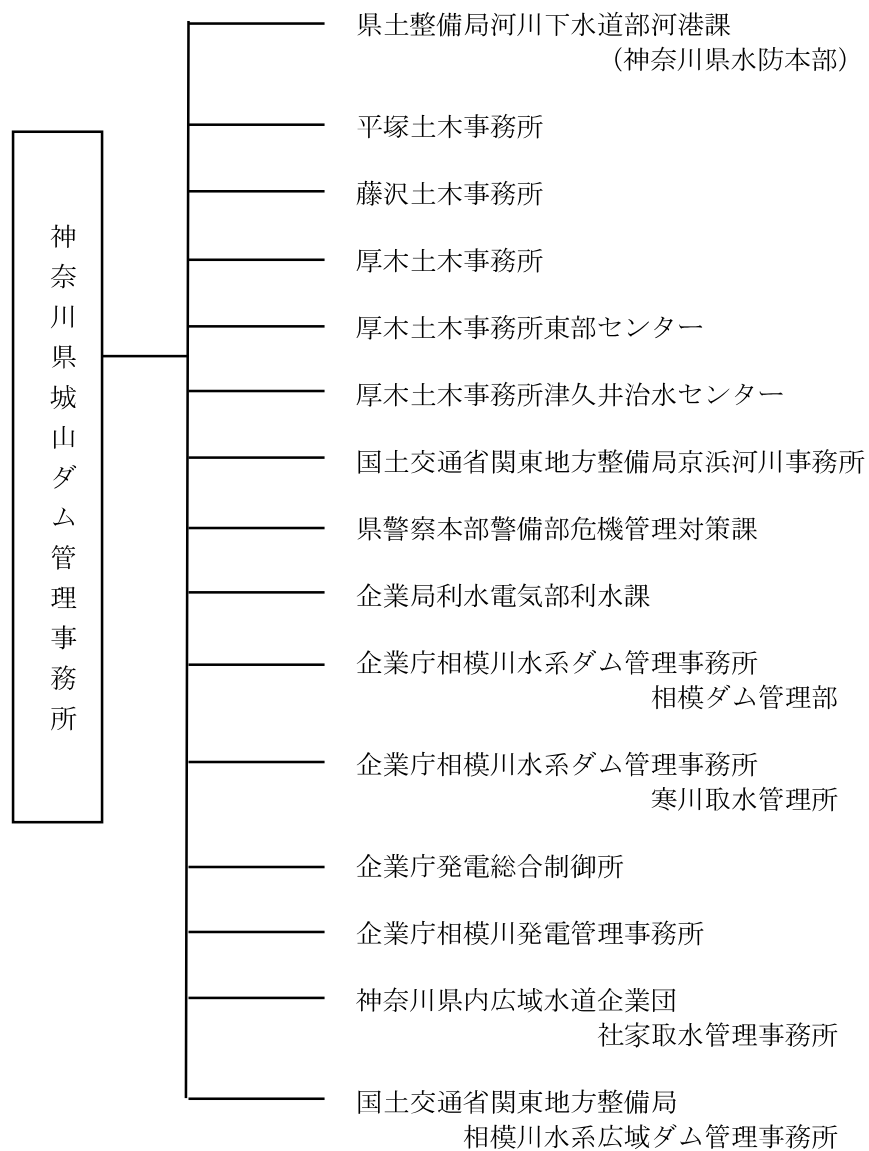
別表第1

放 流 警 報 施 設 一 覧 表

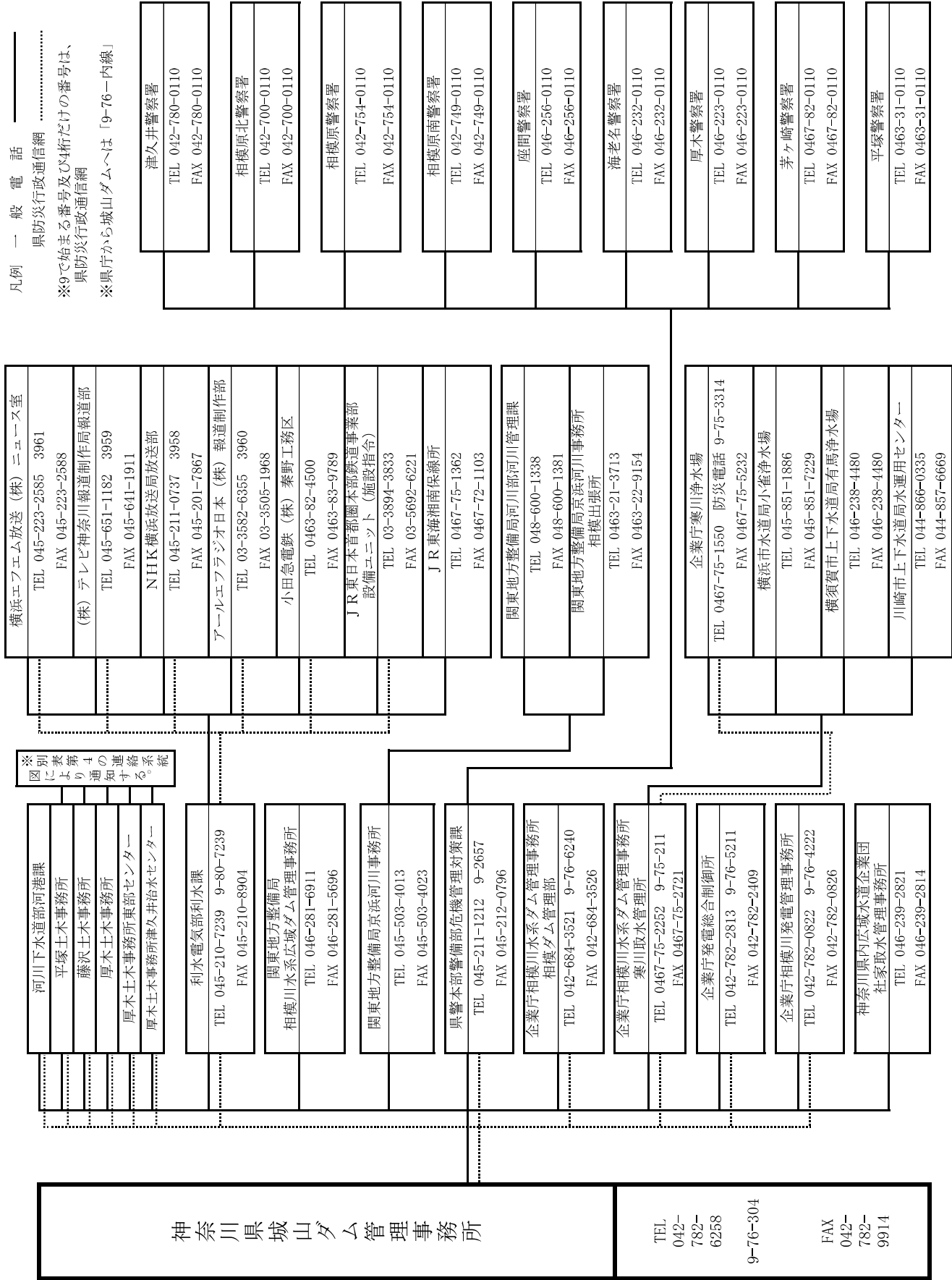
N o	名 称	設 置 場 所			設 置 場 所				摘 要
		所 在 地	右 岸	左 岸	サイ レン	スピ ーカ ー	電 光 表 示 板	赤 色 回 転 灯	
1	城 山	相模原市緑区城山		○	◎	○		○	ダム上に設置
2・1	小 倉	相模原市緑区谷ヶ原 2・711・1		○	○	○	△	○	
2・2	小 倉	相模原市緑区小倉字宮原 387・1	○					○	電光表示補助 板有り
3	葉 山 島	相模原市緑区小倉 1,439	○		○	○	△	○	
4	大 島	相模原市緑区大島字中ノ原 2,550・1		○	○	○	△	○	
5	清 水	相模原市緑区葉山島字清水 550・1	○		○	○		○	
6	高 田 橋	相模原市緑区小倉字三栗山 1,907・554	○		○	○	△	○	
7	望 地	相模原市中央区田名字望地 2,835・44		○	○	○	△	○	
8	上 依 知	厚木市上依知 2,926・1	○		○	○	△	○	
9・1	昭 和 橋	相模原市南区当麻		○	○	○			
9・2	昭 和 橋	厚木市上依知字中河原 2,849	○			○	△	○	
10	猿ヶ島	厚木市上依知字西河原 2847・12	○		○	○		○	
11・1	磯 部	相模原市南区磯部 449・9		○	○	○			
11・2	磯 部	相模原市南区磯部		○			△	○	
1 2	新 戸	相模原市南区新戸下見沢 496・5		○	○	○	△	○	
1 3	座 間	座間市新田宿 1,903・1		○	○	○	△	○	
1 4	新相模大橋	厚木市下依知	○		○	○	△	○	
1 5	金 田	厚木市金田新白鳥 1520・2	○		○	○	△	○	
1 6	厚 木	厚木市金田 947・1	○		●	○	△	○	
1 7	海 老 名	海老名市中新田		○	○	○	△	○	
1 8	中 新 田	海老名市社家 4,032・1		○	○	○	△	○	
1 9	社 家	海老名市社家字湘築 4,587		○	○	○		○	
2 0	相 川	厚木市酒井 2,602 の 2	○		○	○	△	○	
2 1	大 神	平塚市大神 3,454・1	○		○	○	△	○	
2 2	寒 川 堰	高座郡寒川町宮山		○	◎	○	○	○	
2 3	四 之 宮	平塚市四之宮	○		○	○		○	
2 4	平 塚	平塚市須賀 2,732 のイ		○	○	○		○	
2 5	須 賀	平塚市千石河岸 64・1	○		○	○	△	○	
1 ～ 108	警報揭示板	城山ダムから相模川河口 までの区間	57 か 所	51 か 所	河川法施行規則 別記様式第 14 による。				

※サイレン吹鳴方法 停電時もサイレン吹鳴 ◎ 停電時は擬似音吹鳴 ○
サイレンの代わりに擬似音吹鳴 ● 吹鳴設備のない箇所 空欄
※電光表示板 停電時にも作動 ○ ・ 停電時消灯 △

放 流 通 知 機 関

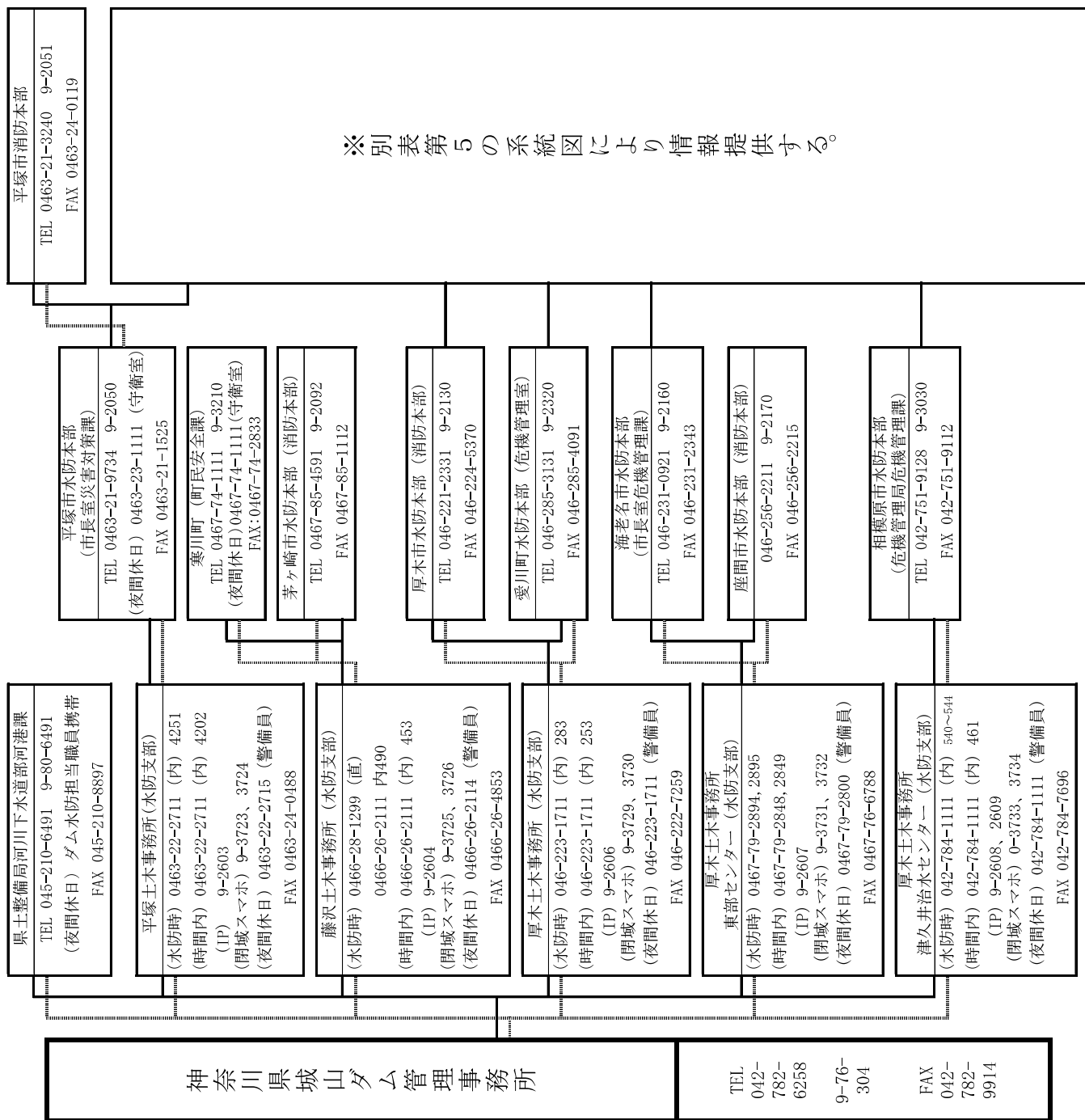


令和7年4月1日



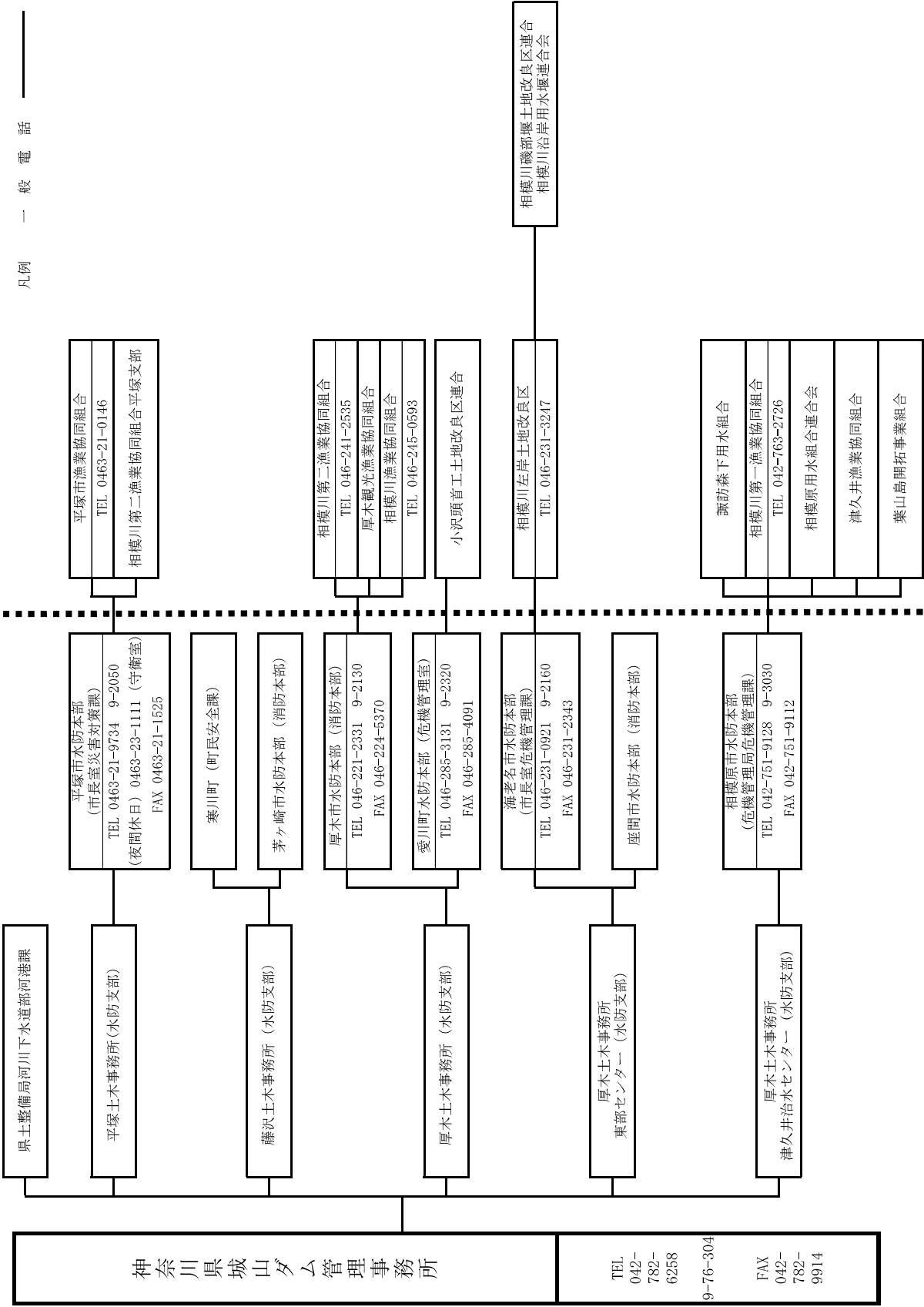
凡例 一 般 電 話
 県防災行政通信網

 ※9で始まる番号及び4桁だけの番号は
 県防災行政通信網
 ※県庁から城山ダムへは「9-76-内線」



令和7年4月1日

凡例 一般電話

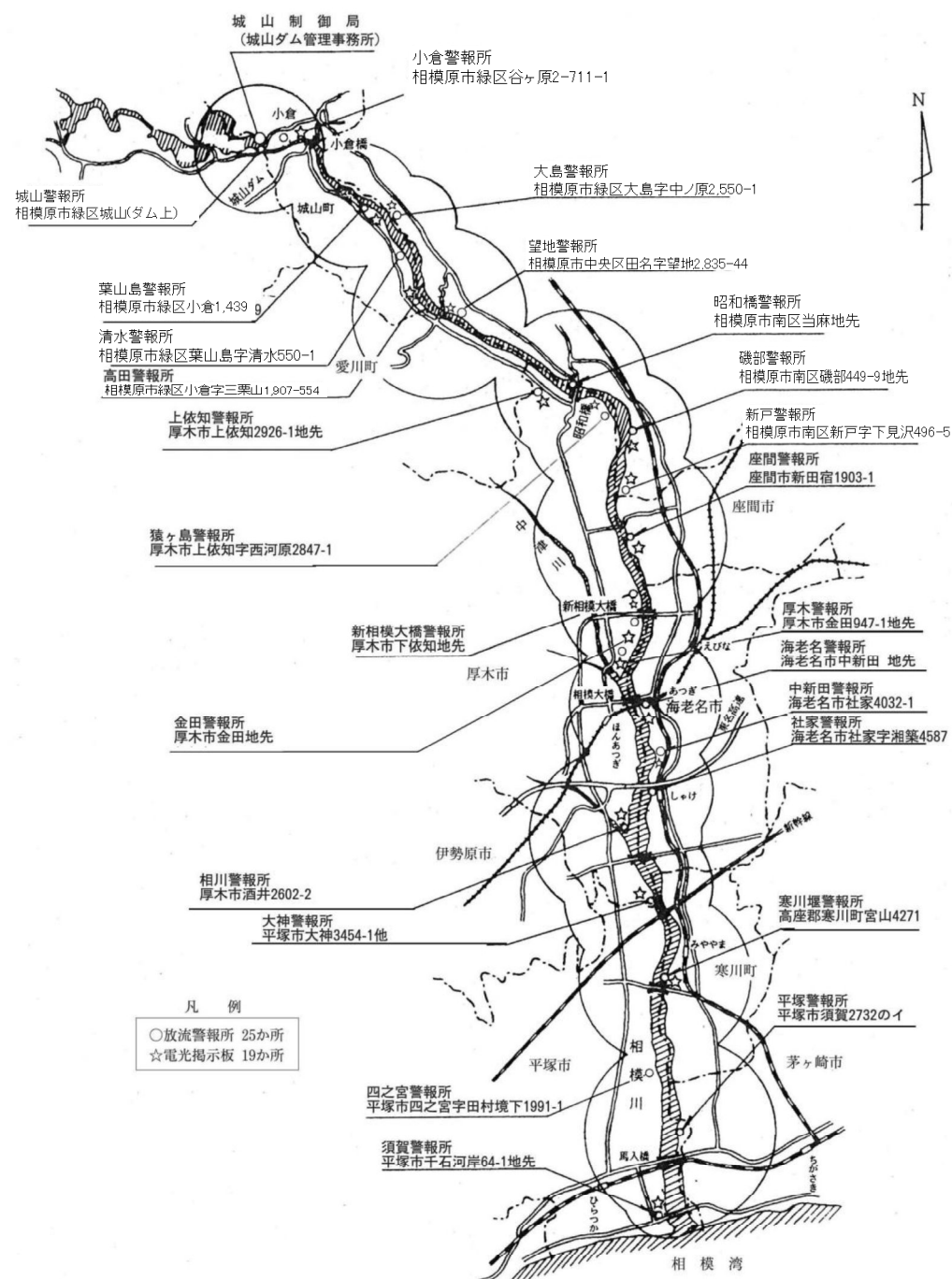


城山ダム放流通知連絡系統(水防関係)

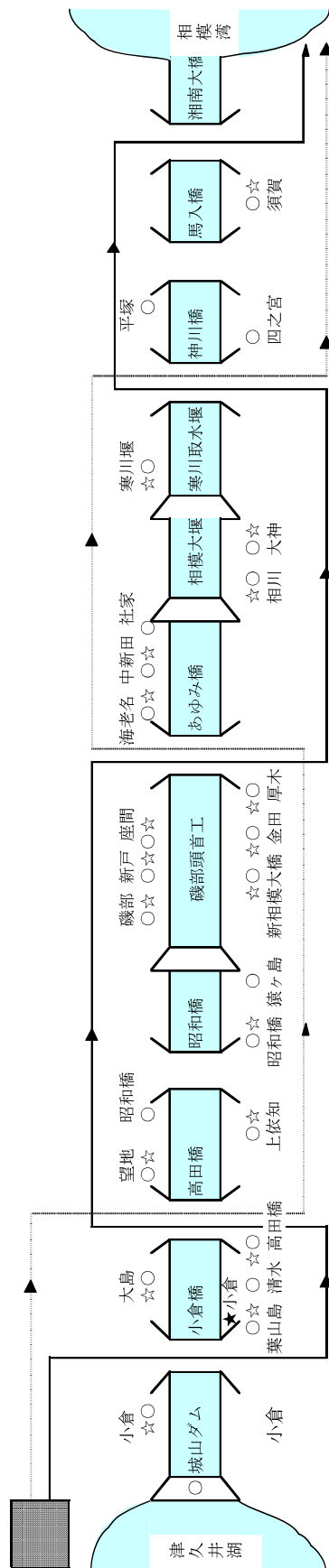
城山ダム放流情報提供系統

別図第 1

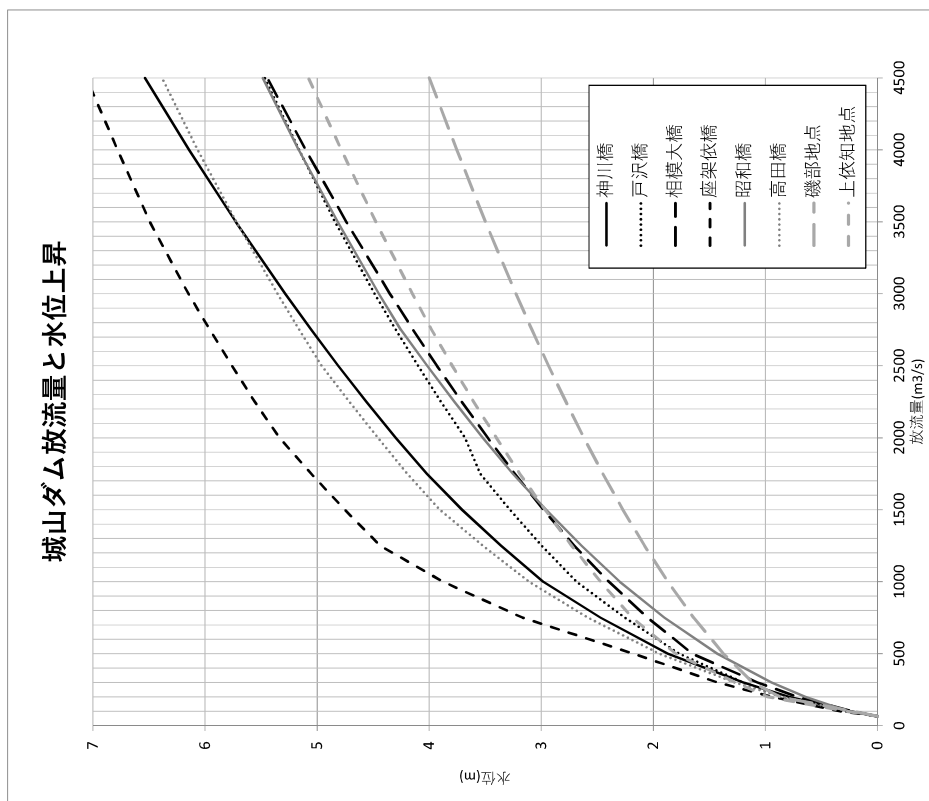
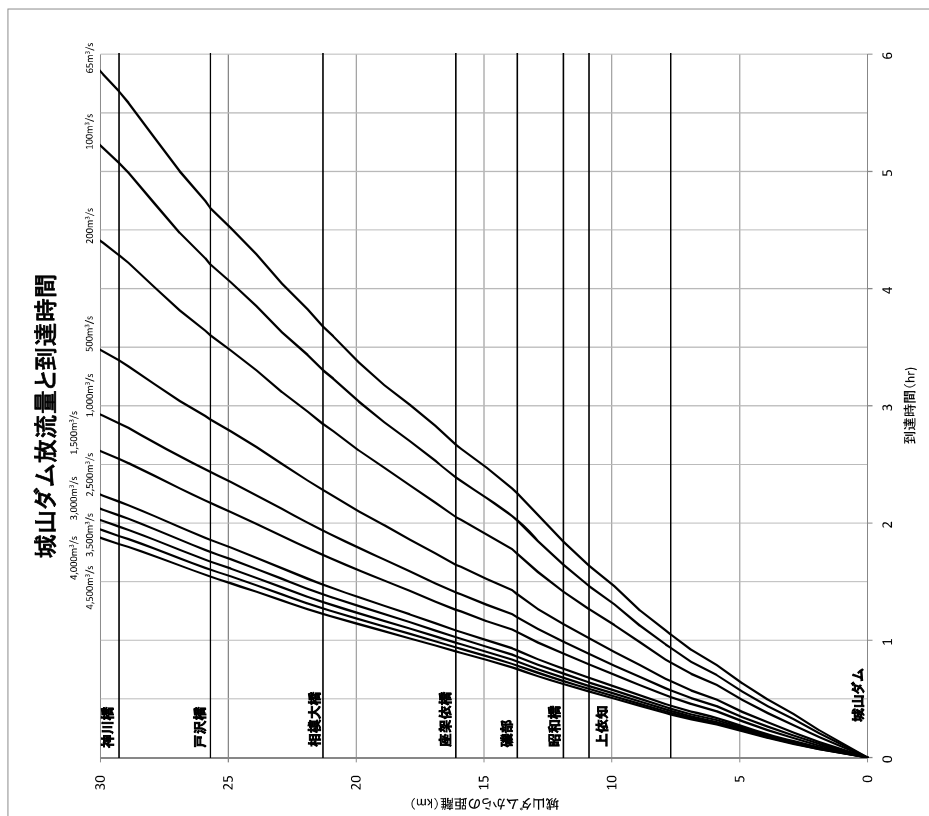
城山ダム放流警報施設位置図



警報車警報車



→	A 号警報車	☆	電光表示板設置箇所	★	電光表示補助板設置箇所
→	B 号警報車	○	警報スピーカー・サイレン設置箇所		



到達時間及び水位上昇は河川各地点の形状等によって著しく変化するので、推定することは困難である。
本図は河川各地点の断面を使いダム放流量とダム下流との関係を求めた概算値である

宮ヶ瀬ダム操作規則

第1章 総 則

第1章 総 則

（通則）

第1条 宮ヶ瀬ダム（宮ヶ瀬本ダム及び宮ヶ瀬副ダム（以下「ダム」という。）並びに道志導水路及び津久井導水路（以下「導水路」という。）をいう。）の操作については、この規則に定めるところによる。

（ダム用途）

第2条 宮ヶ瀬ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持並びに水道用水の供給及び発電をその用途とする。

第2章 貯水池の水位等

（洪水）

第3条 この規則において「洪水」とは、流水の宮ヶ瀬本ダム貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が、毎秒100立方メートル以上である場合における当該流水をいう。

（洪水期及び非洪水期）

第4条 洪水期及び非洪水期は、次の各号に定める期間とする。

- 一 洪水期 6月16日から10月15日までの間
- 二 非洪水期 10月16日から翌年6月15日までの間

（水位）

第5条 宮ヶ瀬本ダム貯水池の水位（以下「水位」という。）は、宮ヶ瀬本ダム本体に設置された水位計の測定結果に基づき算出するものとする。宮ヶ瀬副ダム貯水池の水位は、宮ヶ瀬副ダム本体に設置された水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

（常時満水位）

第6条 宮ヶ瀬本ダム貯水池の常時満水位は、標高286.0メートルとし、非洪水時（流入量が毎秒100立方メートル未満であるときをいう。）に水位をこれより上昇させてはならない。

（サーチャージ水位）

第7条 宮ヶ瀬本ダム貯水池のサーチャージ水位は、標高286.0メートルとし、第17条の規定により洪水調節を行う場合及び第19条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合は、水位をこれより上昇させてはならない。

（制限水位）

第8条 洪水期における宮ヶ瀬本ダム貯水池の最高水位（以下「制限水位」という。）は、標高275.5メートルとし、第17条の規定による洪水調節を行う場合及び第19条の規定による洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

（予備放流水位）

第9条 非洪水期における宮ヶ瀬本ダム貯水池の予備放流水位は、標高284.0メートルとする。

第3章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第10条 第17条の規定による洪水調節は、次の各号の期間にあっては、当該各号に掲げる宮ヶ瀬本ダムの容量を利用して行うものとする。

- 一 洪水期 標高275.5メートルから標高286.0メートルまでの容量45,000,000立方メートル
- 二 非洪水期 標高284.0メートルから標高286.0メートルまでの容量9,162,000立方メートル

2 第19条の規定による洪水に達しない流水の調節は、洪水期において、宮ヶ瀬本ダムの標高275.5メートルから標高286.0メートルまでの容量45,000,000立方メートルを利用して行うものとする。

(流水の正常な機能の維持のための利用)

第11条 流水の正常な機能の維持は、次の各号の期間にあっては、当該各号に掲げる宮ヶ瀬本ダムの容量を利用して行うものとする。

- 一 洪水期 標高206.0メートルから標高275.5メートルまでの容量138,000,000立方メートルのうち、最大19,800,000立方メートル
- 二 非洪水期 標高206.0メートルから標高286.0メートルまでの容量183,000,000立方メートルのうち、最大22,200,000立方メートル

(水道用水の供給のための利用)

第12条 水道用水の供給は、次の各号の期間にあっては、当該各号に掲げる宮ヶ瀬本ダムの容量を利用して行うものとする。

- 一 洪水期 標高206.0メートルから標高275.5メートルまでの容量138,000,000立方メートルのうち、最大118,200,000立方メートル
- 二 非洪水期 標高206.0メートルから標高286.0メートルまでの容量183,000,000立方メートルのうち、最大160,800,000立方メートル

(発電のための利用)

第13条 発電は、次の各号の期間にあっては、当該各号に掲げる宮ヶ瀬本ダムの容量を利用して行うものとする。ただし、発電のための利用は、流水の正常な機能の維持のための利用及び水道用水の供給のための利用に支障を与えないように行うものとする。

また、津久井導水路による導水を行う期間においては、宮ヶ瀬副ダム貯水池の水位を標高145.5メートルより低下させてはならない。

- 一 洪水期 標高206.0メートルから標高275.5メートルまでの容量138,000,000立方メートル
- 二 非洪水期 標高206.0メートルから標高286.0メートルまでの容量183,000,000立方メートル

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第14条 相模川水系広域ダム管理事務所長（以下「所長」という。）は、横浜地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられたときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

2 所長は、第19条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合、その他細則に定める場合には、洪水警戒体制を執ることができる。

(洪水警戒体制時における措置)

第15条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、ただちに、次に掲げる措置をとらなければならない。

- 一 関東地方整備局、神奈川県県土整備部、神奈川県企業庁、横浜地方気象台、その他

細則に定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。

- 二 ダム及び導水路に係わるゲート及びバルブ（以下「ゲート等」という。）並びにゲート等の操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他ダムの操作に関し必要な措置。

（予備放流）

- 第16条 所長は、非洪水期において洪水調節を行う必要が生じると認められる場合に、水位が予備放流水位を超えているときは、水位を予備放流水位に低下させるため毎秒100立方メートルを限度として放流を行うことができる。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合には、この限りではない。

（洪水調節）

- 第17条 所長は、流入量が洪水量に達した以降は、次の各号の期間にあつては、当該各号に掲げるゲート等の開度によりゲート等の開度を一定とし洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合には、この限りではない。

- 一 洪水期 制限水位において、毎秒100立方メートルの流量を放流するゲート等の開度。
二 非洪水期 予備放流水位において、毎秒100立方メートルの流量を放流するゲート等の開度。

（洪水調節等の後における水位の低下）

- 第18条 所長は、前条の規定により洪水調節を行った後、又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が洪水期にあつては制限水位を超えているときは制限水位に低下させるため、洪水調節中の最大放流量を限度としてダムから放流しなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合には、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行うことができる。

（洪水に達しない流水の調節）

- 第19条 所長は、洪水期において気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合には、洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

（洪水警戒体制の解除）

- 第20条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認める場合には、これを解除しなければならない。

第5章 貯留された流水の放流

（貯留された流水の放流を行うことができる場合）

- 第21条 ダムによって貯留された流水は、この規則に特別な定めがある場合のほか、次の各号に該当する場合に放流を行うことができる。

- 一 洪水期に移行するに際し、水位を制限水位に低下させるとき。
二 第31条の規定により、ゲート等の点検又は整備を行うため、特に必要があるとき。
三 前2号に掲げる場合のほか、特にやむを得ない理由があるとき。

- 2 前項の各号に該当する場合の放流量の限度は、毎秒100立方メートルとする。

（放流の原則）

- 第22条 所長は、ダム及び津久井導水路から放流を行う場合には、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

（放流量）

- 第23条 ダム及び津久井導水路から放流を行う場合の放流量の総和は、この規則に特別

な定めがある場合にあっては当該規定に定める量、その他の場合にあっては流入量に相当する量からそれぞれ愛川第2発電所の使用水量を控除した量を超えてはならない。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第24条 所長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認めた場合には、次の各号に定める水量を確保できるよう、必要な流水をダム及び津久井導水路から放流しなければならない。

- 一 宮ヶ瀬副ダム直下流地点において、別表第1に掲げる水量。
- 二 小倉地点において別表第2に掲げる水量。
- 三 寒川取水堰下流地点において、毎秒8.0立方メートルの水量。

2 所長は、前項第二号及び第三号の放流にあたっては、城山ダム及び相模ダムと協同して行うものとする。

(水道用水の供給のための放流)

第25条 所長は、水道用水の供給のため必要があると認める場合には、相模大堰地点において別表第3に掲げる水量を確保できるよう、必要な流水をダム及び津久井導水路から放流しなければならない。

2 所長は、前項の放流にあたっては、城山ダム及び相模ダムと協同して行うものとする。

(放流量の決定)

第26条 所長は、ダム及び津久井導水路から放流を行おうとする場合は、愛川第1発電所及び愛川第2発電所（以下「発電所」という。）の使用水量を確認して放流時期及び放流量を決定しなければならない。

2 所長は、前項の決定をしようとする場合において、当該ダムからの放流が第21条第1項、第24条及び第25条の規定による放流であるときは、あらかじめ神奈川県企業庁に連絡するものとする。

(放流に関する通知等)

第27条 所長は、ダム及び津久井導水路から放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより関係機関に通知するとともに、一般に周知させるための措置を執らなければならない。

(ゲート等の操作)

第28条 ダム及び導水路による放流等を行う場合のゲート等の操作については、細則に定める。

第6章 導水路の操作

(道志導水路の操作)

第29条 所長は、導水の必要があると認める場合、道志川鮑子地点の流量が毎秒2.5立方メートルを上回る範囲において最大毎秒20立方メートルを限度として道志導水路により導水するものとする。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合には、この限りではない。

2 所長は、前項の導水量を決定しようとする場合においては、あらかじめ時期及び流量等を神奈川県企業庁に連絡するものとする。

3 第1項の規定による道志導水路による導水は、次の各号に掲げる場合に停止しなければならない。

- 一 洪水期においては、水位が制限水位を超えると予想されるとき。
- 二 非洪水期においては、水位が常時満水位を超えると予想されるとき。
- 三 その他必要があると認めたとき。

(津久井導水路の操作)

第30条 所長は、第24条第2項及び第25条第2項のために必要と認める場合、最大毎秒40立方メートルを限度として津久井導水路により導水するものとする。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合には、この限りではない。

2 所長は、前項の導水量を決定しようとする場合には、あらかじめ時期及び流量等を神奈川県企業庁に連絡するものとする。

3 第1項の規定による津久井導水路による導水は、次の各号に掲げる場合に停止しなければならない。

- 一 洪水期においては、城山ダム貯水池の水位が制限水位を超えると予想されるとき。
- 二 非洪水期においては、城山ダム貯水池の水位が常時満水位を越えると予想されるとき。
- 三 その他必要があると認めたとき。

第7章 点検、整備等

(計測、点検及び整備)

第31条 所長は、細則で定めるところにより、ダムの本体、ダムの貯水池及びダムに係る施設等並びに導水路及び導水路に係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

(観測)

第32条 所長は、細則で定めるところにより、ダム及び導水路を操作するために必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

(記録)

第33条 所長は、ゲート等を操作し、第31条の規定による計測、点検及び整備を行い、又は前条の規定による観測を行ったときは、細則に定める事項を記録しておかなければならない。

第8章 雑 則

(緊急時の措置)

第34条 所長は、神奈川県城山ダム管理事務所長若しくは神奈川県企業庁利水局城山事務所長又は神奈川県企業庁利水局津久井事務所長から相模川水系ダム群の管理に関する協定書（平成13年2月28日付け）第3条に基づく要請に速やかに協力するものとする。

(細則)

第35条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な手続きその他の細則は、関東地方整備局長が定める。

附則

この規則は、平成13年12月10日から適用する。

別表第 1（第24条関係） （単位：毎秒立方メートル）

月	1～4	5	6～9	10～12
水量	2.00	3.50	5.00	2.00

別表第 2（第24条関係） （単位：毎秒立方メートル）

月	1～3	4	5	6	7	8	9	10～12
水量	10.00	10.52	13.88	18.99	17.38	17.38	13.97	10.00

別表第 3（第25条関係） （単位：毎秒立方メートル）

月	1～3	4～5	6	7～9	10	11～12
水量	12.04	12.79	14.30	15.05	13.55	12.79

宮ヶ瀬ダム操作細則

〔抜粋：第1条～第14条〕

（通則）

第1条 宮ヶ瀬ダムの操作については、宮ヶ瀬ダム操作規則（以下「規則」という。）に定めるほか、この細則の定めるところによる。

（流入量）

第2条 規則第3条に規定する流入量は、貯水池の水位上昇又は低下の時間的割合から次式によって算定するものとする。

$$Q = \frac{V + V'}{T}$$

Q：流入量（単位：1秒間につき立方メートル）

T：単位時間（単位：秒）

V：単位時間に増減した貯留量（単位：立方メートル）

V'：単位時間に放流を行った総放流量（単位：立方メートル）

（洪水警戒体制）

第3条 規則第14条第2項に規定するその他細則に定める場合とは、次の各号の一に該当する場合とする。

- 一 台風の中心が東経132度から141度の範囲において、北緯30度に達し、接近するおそれがあるとき。
 - 二 宮ヶ瀬ダム流域内の総雨量が100ミリメートルを超えると予想されるとき。
 - 三 貯水位が、規則第8条の規定にする制限水位を越えると予想されるとき。
- 2 相模川水系広域ダム管理事務所長（以下「所長」という。）は、規則第14条の規定により洪水警戒体制を執った場合における職員の呼集、作業分担、配置その他必要な事項をあらかじめ定めておかなければならない。

（関係機関）

第4条 規則第15条第一号に規定するその他の細則に定める関係機関（以下「関係機関」という。）は、別表第1に掲げる機関とする。

（洪水警戒体制の解除）

第5条 所長は、流入量が毎秒100立方メートル以下に減少し、気象、水象その他の状況から洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認められる場合は、規則第20条の規定により洪水警戒体制を解除するものとする。

- 2 所長は、洪水警戒体制を解除したときは、規則第15条第一号に規定する関係機関に連絡するものとする。

（貯留された流水を放流することができる場合）

第6条 規則第21条第1項第三号に規定する場合とは、次の各号の一に該当するときとする。

- 一 宮ヶ瀬本ダム及び宮ヶ瀬副ダム（以下「ダム」という。）本体及び貯水池等について調査又は補修を行う必要があるとき。
- 二 堤体に異常が生じたとき。
- 三 その他特に必要があるとき。

（放流の原則）

第7条 所長は、規則第22条の規定により、ダムから放流を行う場合は、一回のゲート操作と次のゲート操作との最小時間間隔を10分とし、一回のゲート操作による放流量を当該操

作前の放流に応じ次に掲げるところによらなければならない。

操作前の放流量 単位（１秒間につき立方メートル）	放流量の増加割合 単位（１秒間につき立方メートル）
０～ ７． ０	１． ０
７． ０～ ２ ７． ０	２． ５
２ ７． ０～ ４ ５． ０	４． ５
４ ５． ０～ ６ ０． ０	５． ０
６ ０． ０～ １ ０ ０． ０	１ ０． ０

- ２ 所長は、規則第22条の規定により津久井導水路から放流を行う場合は、一回ゲート操作と次のゲート操作との最小時間間隔を15分とし、一回のゲート操作による放流量を当該操作前の放流量に応じ、次に掲げるところによらなければならない。

操作前の放流量 単位（１秒間につき立方メートル）	放流量の増加割合 単位（１秒間につき立方メートル）
０～ ２． ０	２． ０
２． ０～ ４． ０	１． ０
４． ０～ １ ０． ０	３． ０
１ ０． ０～ １ ５． ０	５． ０
１ ５． ０～ ２ ９． ０	７． ０
２ ９． ０～ ４ ０． ０	１ １． ０

- ３ 所長は、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合は、前２項の規定にはよらないで放流を行うことができる。

（局長の承認事項）

第８条 所長は、規則第17条ただし書き、規則第18条ただし書き、規則第29条第１項ただし書き、規則第29条第３項ただし書き、規則第30条第1項ただし書き、規則第30条第３項ただし書き並びに前条第３項の規定により放流を行うときは、ゲート等の操作方法について、あらかじめ、関東地方整備局長（以下「局長」という。）の承認を得なければならない。

（放流に関する通知等を行う場合）

第９条 所長は、次の各号の一に該当する場合は、規則第27条の規定により放流に関する通知及び一般に周知させるための措置をとらなければならない。

- 一 ダム及び津久井導水路から放流を開始するとき。
- 二 規則第21条の規定により放流を行い、下流に急激な水位上昇が生じると予想されたとき。
- 三 第７条第３項の規定により放流を行う場合で、下流に急激な水位の変動が生じると予想されるとき。

（放流に関する通知の方法）

第10条 前条に規定する通知は、別表第２に掲げる関係機関に対して行うものとする。

- ２ 前項の通知は、前条の各号の一の放流を行う約１時間前に行うものとする。

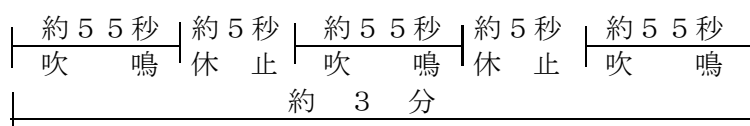
(放流に関する周知の方法)

第11条 第9条に規定する一般への周知は、警報局からの吹鳴及び放送並びに警報車により行うものとする。

(警報局からの吹鳴及び放送による周知の方法)

第12条 前条に規定する警報局からの吹鳴及び放送は、津久井導水路にあっては津久井、弁天橋、三ヶ木の各警報局。ダムにあっては次の各号に掲げる警報局において行うものとする。

- 一 第9条第一号に該当する場合は、石小屋警報局。
 - 二 第9条第二号に該当する場合は、石小屋警報局から本厚木警報局に至るまでの警報局。
 - 三 第9条第三号に該当する場合は、石小屋警報局から本厚木警報局に至るまでの警報局。
- 2 前項の吹鳴及び放送は、ダム及び津久井導水路からの放流により各警報局地点の水位の上昇が生じると予想される約30分前に行うものとする。
- 3 第1項に規定する吹鳴は、サイレン又はスピーカーによる疑似音によるものとし、その吹鳴方法は次のとおりとする。



- 4 第1項に規定する放送は、サイレン又はスピーカーによる疑似音の吹鳴の直前に行い水位の上昇の見込み等を周知させるものとする。

(警報車による周知の方法)

第13条 第11条に規定する警報車による周知は、第12条第1項の規定に相当する範囲について、各地点の水位が放流により上昇すると予想される約30分前に、次の各号に定める方法により行うものとする。

- 一 警報車に設置したスピーカーにより放送を行い、ダムからの放流による水位の上昇の見込み等を周知させるものとする。
 - 二 前号のほか、必要に応じて警報車に設置したサイレンの吹鳴を行うものとする。
- 2 所長は、前号の周知を行うための経路をあらかじめ定めておかなければならない。

(貯水池運用の原則)

第14条 所長は、規則第24条第2項及び規則第25条第2項に規定する城山ダム及び相模ダムと協同して行う総合運用は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- 一 宮ヶ瀬ダム、城山ダム、相模ダムにおいて別表3のとおり中間制限容量を設定するものとする。
- 二 城山ダムと相模ダムの合計貯水量が中間制限容量70,000,000立法メートル以上あるときは、城山ダムまたは相模ダムにより補給するものとする。
- 三 宮ヶ瀬ダムの貯水量が中間制限容量130,000,000立法メートル以上にあり、かつ、城山ダムと相模ダムの合計貯水量が中間制限容量70,000,000立法メートル以下にあるときは、宮ヶ瀬ダムにより補給するものとする。
- 四 宮ヶ瀬ダムの貯水量が中間制限容量130,000,000立法メートル以下にあり、かつ、城山ダムと相模ダムの合計貯水量が中間制限容量70,000,000立法メートル以下にあるときは、その時点の貯留量の比により補給するものとする。

別表第 1（第 4 条関係）

関係機関	所在地
関東地方整備局	埼玉県さいたま市中央区新都心 2 - 1
京浜河川事務所	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央 2 - 1 8 - 1
神奈川県県土整備局	神奈川県横浜市中区日本大通 1
〃 厚木土木事務所	神奈川県厚木市田村町 2 - 2 8
〃 城山ダム管理事務所 (相模川水系ダム管理事務所)	神奈川県相模原市緑区城山 2 - 9 - 1
神奈川県企業庁発電総合制御所	神奈川県相模原市緑区川尻 4 4 5 4 - 3
〃 相模川水系ダム管理事務所 寒川取水管理所	神奈川県高座郡寒川町宮山 4 2 7 1
神奈川県内広域水道企業団 社家取水管理事務所	神奈川県海老名市社家 4 5 8 7

別表第 2（第 10 条関係）

関係機関	所在地
関東地方整備局河川部河川管理課	埼玉県さいたま市中央区新都心 2 - 1
京浜河川事務所	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央 2 - 1 8 - 1
神奈川県県土整備局河川下水道部 河港課	神奈川県横浜市中区日本大通 1
〃 厚木土木事務所	神奈川県厚木市田村町 2 - 2 8
〃 城山ダム管理事務所 (相模川水系ダム管理事務所)	神奈川県相模原市緑区城山 2 - 9 - 1
神奈川県企業庁発電総合制御所	神奈川県相模原市緑区川尻 4 4 5 4 - 3
〃 相模川水系ダム管理事務所 寒川取水管理所	神奈川県高座郡寒川町宮山 4 2 7 1
神奈川県内広域水道企業団 社家取水管理事務所	神奈川県海老名市社家 4 5 8 7
愛川町役場	神奈川県愛甲郡愛川町角田 2 5 1 - 1
厚木市役所	神奈川県厚木市中町 3 - 1 7 - 1 7
神奈川県警察本部	神奈川県横浜市中区海岸通 2 - 4
厚木警察署	神奈川県厚木市水引 1 - 1 1 - 1 0
愛川町消防本部	神奈川県愛甲郡愛川町角田 2 8 6 - 1
厚木市消防本部	神奈川県厚木市寿町 3 - 4 - 1 0

東京都水道局小河内ダム操作規程（抜粋）

〔平成7年12月14日〕
〔建関水第27号6〕

（ダム、取水施設及び貯水池の緒元等）

第3条 ダム、取水施設及び貯水池の緒元その他これに類するダム貯水施設及び貯水池の管理上参考となるべき事項は、次のとおりとする。

(1) ダム

イ 高 さ 1 4 9 m

ロ 堤 頂 の 標 高 5 3 0 m

ハ 余水吐の越流頂の標高 5 1 9 . 9 5 m

ニ 余水吐のゲート

(イ) 個々のゲートの規格および数

高さ7. 2 mで幅1 0 . 9 mのもの5門

(ロ) 個々のゲートの開閉の速さ

1 分につき0 . 3 m

(ハ) 設計洪水流量 1 , 5 0 0 m³/S

(3) 貯水池

イ 直接集水地域の面積 2 6 2 . 8 8 km²

ロ 湛水区域の面積 4 . 2 5 km²

ハ 最大背水距離 1 3 . 8 7 k m

ニ 設 計 洪 水 位 標高 5 2 6 . 5 0 m

(水位計による表示1 0 1 . 5 0 m)

ホ 常 時 満 水 位 標高 5 2 6 . 5 0 m

(水位計による表示1 0 1 . 5 0 m)

ヘ 予 備 放 流 水 位 標高 5 2 2 . 7 0 m

(水位計による表示9 7 . 7 0 m)

ト 最 低 水 位 標高 4 2 5 . 0 0 m

(水位計による表示0 . 0 0 m)

チ 有効貯水容量 1 8 5 , 4 0 0 , 0 0 0 m³

(4) 最大使用水量等

イ 最大使用水量 2 1 . 5 m³/S

ロ 最大注水用取水量 3 0 . 0 m³/S

（洪水および洪水時）

第4条 この規程において「洪水」とは、貯水地への流入量（以下「流入量」という。）が4 0 0 m³/S以上であることをいい、「洪水時」とは、洪水が発生しているときをいう。

（洪水警戒時）

第5条 この規程において「洪水警戒時」とは、ダムに係る直接集水区域の全部又は一部を含む予報

区分対象として大雨警報又は洪水警報が行われ、その他洪水の発生するおそれ大きいと認められるに至った時から、これらの警報が行われた場合はそれらが解除され、又は切り替えられ、かつ、洪水の発生するおそれが少ないと認められるまでの間で、洪水時を除く間をいう。

(予備警戒時)

第7条 この規程において「予備警戒時」とは、第5条の予報区を対象として大雨注意報又は洪水注意報が行われ、これらに定められた降雨が発生するに至った時、又はその他洪水が発生するおそれがあると認められるに至った時から、洪水警戒時に至るまで、又は洪水警戒時に至ることがなくこれらの注意報が解除され、これらに定められた降雨が発生するに至らなかった時又はその他洪水が発生するおそれがないと認められるに至る時までの間をいう。

(放流の際の関係機関に対する通知)

第14条 法第48条の規定による通知は、ダムの余水吐又は取水管からの放流（当該放流の途中における放流量の著しい増加で、これによって下流に危害が発生するおそれがあるものを含む。以下「ダム放流」という。）の開始の少なくとも1時間前に別表第1(1)欄に定めるところにより行うものとする。

2. 前項の通知をするときは、関東地方建設局長に対しても、別表第1(2)欄に定めるところにより、河川法施行令（昭和40年政令第14号。以下「令」という。）第31条に規定する当該通知において示すべき事項と同一の事項を通知しなければならない。

3. 東京都交通局多摩川第1発電所（以下「発電所」という。）の放水口からの放流によって下流の水位の著しい上昇が生じると認められる場合において、これによって生じる危害を防止するため必要があると認められるときは、前2項の規定の例により通知しなければならない。

(予備警戒時における措置)

第20条 予備警戒時においては、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 次に定めるところにより、貯水池に流水を貯留し、又は貯水池から放流することにより貯水池を予備放流水位より上昇させないよう、又は予備放流水位に低下するよう努めること。

イ 予備警戒時が始まる時における貯水位が、予備放流水位を超えるときは、洪水警戒時における予備放流を容易ならしめるため、第12条の規定にしたがい貯水池から放流（以下「事前放流」という。）を行い、予備放流水位に等しくなったとき以降においては、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。

ロ 予備警戒時が始まる時における貯水位が、予備放流水位に等しいときは、第12条の規定にしたがい貯水池から放流すること。ただし、第12条の規定による放流量が流入量に等しくなったとき以降は流入量に相当する流量を放流すること。

ハ 予備警戒時が始まる時における貯水位が予備放流水位より下がっているときは、貯水池からの放流をしながら、又はこれをしないで貯水池に流水を貯留し、貯水位が予備放流水位に等しくなったとき以降においては、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。

(2) 洪水時においてダム及び貯水池を適切に管理することができる要員を確保すること。

(3) ダムを操作するために必要な機械及び器具（受電及び受電した電気の使用のための電気設備並びに予備電源設備を含む。）法第45条の観測施設、法第46条第2項の通報施設、令第31条の規定により警告するためのサイレン及び警報車、夜間に外で洪水時における作業を行うための

必要な照明設備及び携帯用の電灯、その他洪水時におけるダム及び貯水池の管理のため必要な機械、器具及び資材の点検及び整備を行うこと。

- (4) 気象官署が行う気象の観測の成果を適格かつ迅速に収集すること。
- (5) 関東地方建設局長、東京都知事及び神奈川県知事に対し、別表第1の例により、法第46条第1項の規定による通報をすること。
- (6) 河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第27条の規定の例により、ダムの操作に関する記録を作成すること。
- (7) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置
（洪水警戒時における措置）

第21条 洪水警戒時においては、前条第2号から第6号までに掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 最大流入量その他流入量の時間的变化を予測すること。
- (2) 洪水警戒時が始まる時における貯水位が、予備放流水位を超えるときは、前条第1号に定める事前放流に引き続き第12条の規定に従い予備放流水位と等しくなるまで貯水池から放流を行い予備放流水位に等しくなった時以降においては、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。

ただし、洪水警戒時が始まる時における貯水位が、予備放流水位に等しい時又は予備放流水位より下がっているときは、前条第1号ロ又はハの規定により貯留し、放流すること。

- (3) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置
（洪水時における措置）

第22条 洪水時においては、第20条第3号及び第4号並びに前条第1号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 次に定めるところにより、貯水池から放流し、又は貯水池に流水を貯留すること。ただし、貯水池からの放流は、下流の水位に急激な変動を生じないように必要最小限度に行うこと。
 - イ 洪水時が始まった時からダムの余水吐ゲートを全開にし、流入量が最大となった時を経て洪水時が通過するまでの間、これを継続すること。
 - ロ イの規定に係らず、洪水時が始まる時における貯水位が予備放流水位より下がっているときは、貯水池からの放流をしながら、又はこれをしないで貯水池に流水を貯留し、貯水池が予備放流水位に等しくなった時からイの規定により貯水池から放流すること。
- (2) 法第49条の規定による記録の作成をすること。
- (3) その他ダムおよび貯水池の管理上必要な措置。

別表第1（第14条、第19条及び第20条第5号）

	通 知 の 相 手 方		通知の方法	摘 要
	名 称	担 当 機 関 の 名 称		
(1)	東 京 都 知 事	建設局河川部防災課	加入電話	
	神 奈 川 県 知 事	県土整備局河川下水道部河港課		
	東京都建設局西多摩建設事務所長	工事第二課		
	〃 南多摩東部建設事務所長	工事課		
	〃 南多摩西部建設事務所長	〃		
	〃 北多摩南部建設事務所長	工事第二課		
	〃 北多摩北部建設事務所長	〃		
	青 梅 市 長	市民安全部防災課		
	川 崎 市 長	総務企画局危機管理室		
	奥 多 摩 町 長	総務課		
	警 視 総 監	警備部災害対策課		
	警視庁青梅警察署長	奥多摩交番		
	消 防 総 監	東京消防庁警防部特殊災害課		
	東京都交通局発電事務所長	多摩川第三発電所		
(2)	関東地方整備局長	京浜河川事務所管理課		

神奈川県相模ダム操作規程

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 9 条）
- 第 2 章 ダム及び貯水池の管理の原則
 - 第 1 節 流水の貯留及び放流の方法（第 10 条～第 14 条）
 - 第 2 節 放流の際にとるべき措置等（第 15 条～第 20 条）
- 第 3 章 洪水における措置に関する特則（第 21 条～第 24 条）
- 第 4 章 雑則（第 25 条）
- 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規程は、相模ダムの操作の方法並びに相模ダム及び相模貯水池の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（管理主任技術者）

第 2 条 企業庁相模川水系ダム管理事務所に、河川法（昭和 39 年法律第 167 号。以下「法」という。）第 50 条第 1 項に規定する管理主任技術者（以下「主任」という。） 1 人を置く。

2 主任は、部下の職員を指揮監督して、法及びこれに基づく命令並びにこの規程の定めるところにより、相模ダム（第 12 条を除き以下「ダム」という。）及び相模貯水池（以下「貯水池」という。）の管理に関する事務を誠実に行わなければならない。

（ダム及び貯水池の諸元等）

第 3 条 ダム及び貯水池の諸元その他これに類するダム及び貯水池の管理上参考となるべき事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）ダム

ア 高さ 58.4メートル

イ 堤頂の標高 170.4メートル

ウ 洪水吐ゲート

（ア） 規模及び数 高さ 9.3メートルで幅 12.0メートルのもの 5 門

（イ） 開閉の速さ 1 分間につき 0.3メートル

（ウ） 越流頂の標高 158.0メートル

エ 調節ゲート

（ア） 規模及び数 高さ 4.8メートルで幅 3.0メートルのもの 1 門

（イ） 開閉の速さ 1 分間につき 0.3メートル

（ウ） 越流頂の標高 163.0メートル

オ 設計洪水流量 毎秒 4,000 立方メートル

（2）貯水池

ア 直接集水地域の面積 1,016.0 平方キロメートル

イ 湛水区域の面積 3.26 平方キロメートル

ウ 最大背水距離 9.56 キロメートル

エ 設計洪水水位 標高 167.5メートル（水位計による表示 0.50メートル）

オ 常時満水位 標高 167.0メートル（水位計による表示 0.00メートル）

カ 予備放流水位 標高 163.0メートル（水位計による表示 -4.00メートル）

キ 最低水位 標高 145.0メートル（水位計による表示 -22.00メートル）

ク 有効貯水容量 48,200,000立方メートル

(3) 最大使用水量 毎秒85立方メートル

(洪水及び洪水時)

第4条 この規程において「洪水」とは貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が毎秒600立方メートル以上であることをいい、「洪水時」とは洪水が発生しているときをいう。

(洪水警戒時)

第5条 この規程において「洪水警戒時」とは、ダムに係る直接集水地域の全部又は一部を含む予報区を対象として降雨に関する警報が行われ、その他洪水が発生するおそれ大きいと認められるに至った時から、これらの警報が解除され、又は切り替えられ、かつ洪水が発生するおそれが少ないと認められるまでの間で、洪水時を除く間をいう。

(洪水処理時)

第6条 この規程において「洪水処理時」とは、洪水警戒時中洪水時が終った時から洪水警戒時が解除されるまで又は解除されることなく貯水池への流入量が再び増加し、洪水時に至るまでの間をいう。

(予備警戒時)

第7条 この規程において「予備警戒時」とは、第5条の予報区を対象として降雨に関する注意報が行われ、その他洪水が発生するおそれがあると認められるに至った時から洪水警戒時に至るまで、又は洪水警戒時に至ることなくこれらの注意報が解除され、若しくは切り替えられ、その他洪水が発生するおそれがないと認められるに至るまでの間をいう。

(貯水位の算定方法)

第8条 貯水池の水位（以下「貯水位」という。）は、貯水池水位観測所の水位計の読みに基づいて算定するものとする。

(流入量の算定方法)

第9条 流入量は、これを算定すべき時を含む一定の時間における貯水池の貯水量の増分と当該一定の時間における貯水池からの延べ放流量との合算量を当該一定の時間で除して算定するものとする。

2 前項の貯水量の増分は、同項の一定の時間が始まる時及びこれが終わる時における貯水位にそれぞれ対応する貯水池の貯水量を別図により求め、これらを差引計算して算定するものとする。

第2章 ダム及び貯水池の管理の原則

第1節 流水の貯留及び放流の方法

(流水の貯留の最高限度)

第10条 貯水池における流水の貯留は、第23条第1号の規定により貯水池に流水を貯留する場合を除くほか、常時満水位を超えてはならない。

(ダム放流をすることができる場合)

第11条 ダムの洪水吐からの放流（以下「ダム放流」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り行うことができる。

(1) 下流における他の河川の使用のため必要な河川の流量を確保する必要があるとき。

(2) 前条の規定により貯留の最高限度を維持する必要があるとき。

(3) 第21条第2項、第22条第2号、第23条第1号及び第24条の規定により貯水池から放流するとき。

(4) 別に定める事前放流実施要領（以下単に「事前放流実施要領」という。）により事前放流を行うとき。

(5) ダムその他貯水池内の施設又は工作物の点検又は整備のため必要があるとき。

(6) その他やむを得ない必要があるとき。

(総合運用)

第12条 下流における他の河川の使用のため必要な河川の流量を確保するための放流を行うに当たっては、宮ヶ瀬ダム及び城山ダムの管理者と協同して、相模ダムと宮ヶ瀬ダム及び城山ダムとの総合運用を行うものとする。

（放流の開始及び放流量の増減の方法）

第13条 貯水池からの放流は、第23条第1号の規定により行う場合を除くほか、城山ダム下流の水位の急激な変動を生じないように、別表第1に定めるところによって行わなければならない。ただし、流入量が急激に増加しているときは、当該流入量の増加率の範囲内において貯水池からの放流量を増加することができる。

（洪水吐ゲート等の操作の方法等）

第14条 ダムの洪水吐ゲートを構成する個々のゲート（以下この条において「ゲート」という。）は、左岸に最も近いものから右岸に向かって順次「第1号ゲート」、「第2号ゲート」、「第3号ゲート」、「第4号ゲート」及び「第5号ゲート」という。

2 ダム放流を行う場合においては、ゲートを次の順序によって開くものとし、第1号ゲートを開いた後さらにその放流量を増加するときは、順次同様の操作を繰り返すものとし、閉じるときは、これを開いた順序と逆の順序によってするものとする。

（1） 第3号ゲート

（2） 第2号ゲート

（3） 第4号ゲート

（4） 第5号ゲート

（5） 第1号ゲート

3 調節ゲートは、ゲートの開閉順序に関係なく、ダム放流の放流量を調節する場合に開閉するものとする。

4 前2項の場合におけるゲート及び調節ゲートの1回の開閉の動きは、1メートルを超えてはならない。ただし、流入量が急激に増加又は減少している場合においてやむを得ないと認められるときは、この限りではない。

5 一つのゲート及び調節ゲートを開閉した後引き続いて他のゲートを開閉するときは、当該一つのゲート及び調節ゲートが始動してから少なくとも30秒を経過した後でなければ、他のゲートを始動させてはならない。

6 ゲート及び調節ゲートは、第11条の規定により放流する場合又はダムの洪水吐の点検若しくは整備のため必要がある場合を除くほか、開閉してはならない。

第2節 放流の際にとるべき措置等

（放流の際の関係機関に対する通知）

第15条 主任は、法第48条の規定による通知を行うときは、ダム放流（当該放流の途中における放流量の著しい増加で、これによって下流に危害が生ずるおそれがあるものを含む。以下次条において同じ。）の開始の少なくとも1時間前に、別表第2に定めるところにより行うものとする。

2 前項の通知をするときは、関東地方整備局長に対しても、別表第3に定めるところにより、河川法施行令（昭和40年政令第14号。以下「令」という。）第31条に規定する当該通知において示すべき事項と同一の事項を通知しなければならない。

3 企業庁相模発電所の放水口からの放流によって下流の水位の著しい上昇が生ずると認められる場合において、これによって生ずる危害を防止するための必要があると認められるときは、前2項の規定の例により通知しなければならない。

（放流の際の一般に周知させるための措置）

第16条 主任は、法第48条の規定による一般に周知させるため必要な措置をダム地点から沼本ダム地点までの相模川の区間について行うものとする。

2 令第31条の規定による警告は、別表第4に掲げるサイレン及び拡声機により、それぞれ次の各号に定める時期により行うものとする。

- (1) サイレンによる警告にあつては、ダム放流の開始約30分前及びダム放流開始時に約3分間
- (2) 拡声機による警告にあつては、ダム放流の開始約15分前及びダム放流開始時
- 3 企業庁相模発電所の放水口から放流する場合においては、約15分前に拡声機により警告するものとする。

(ダムの操作に関する記録の作成)

第17条 主任は、ダムの洪水吐ゲート又は調節ゲートを操作した場合においては、次に掲げる事項（その開閉がダム放流を伴わなかったときは、第1号及び第2号に掲げる事項）を記録しておかなければならない。

- (1) 操作の理由
 - (2) 開閉したゲートの名称、その1回の開閉を終えた時刻並びにこれを終えた時におけるその開度
 - (3) ゲートの1回の開閉を終えた時における貯水位、流入量、ダム放流に係る放流量及び使用水量
 - (4) ダム放流に係る最大放流量が生じた時刻及びその最大放流量
 - (5) 発電の開始若しくは終了又は使用水量の変更があつたときは、その時刻及びその直後における使用水量
 - (6) 法第48条の規定による通知（第15条第2項の規定による通知を含む。）及び令第31条の規定による警告の実施状況
- (観測、測定等)

第18条 法第45条の規定による観測は、別表第5に定めるところにより行うものとする。

- 2 主任は、法第45条の規定により観測すべき事項のほか、別表第6に掲げる事項について、同表に定めるところにより観測又は測定をしなければならない。
- 3 主任は、前項に定めるもののほか、次条後段の規定に該当するときその他ダム又は貯水池について異常かつ重大な状態が発生していると疑われる事情があるときは、速やかに、別表第6に掲げる事項のうちダムの状況に関するものの観測及び測定をしなければならない。
- 4 主任は、法第45条及び第2項の規定による観測及び測定の結果を記録しておかなければならない。

(点検、整備等)

第19条 主任は、ダム及び貯水池並びにこれらの管理上必要な機械、器具及び資材を、定期に、及び時宜によりその点検及び整備を行うことにより、常時良好な状態に維持しなければならない。特に、洪水又は暴風雨、地震その他これらに類する異常な現象で、その影響がダム又は貯水池に及ぶものが発生したときは、その発生後速やかにダム及び貯水池の点検（貯水池付近の土地の形状の変化の観測及びダムに係る地山からにじみ出る水の量と貯水位との関係の検討を含む。）を行い、ダム又は貯水池に関する異常な状態が早期に発見されるようにしなければならない。

(異常かつ重大な状態に関する報告)

第20条 主任は、ダム又は貯水池に関する異常かつ重大な状態を発見したときは、直ちに、関東地方整備局長に対し、別表第3に定めるところにより、その旨を報告しなければならない。

第3章 洪水における措置に関する特則

(予備警戒時における措置)

第21条 主任は、予備警戒時においては、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 洪水時において、ダム及び貯水池を適切に管理することができる要員を確保すること。
- (2) ダムを操作するために必要な機械及び器具（受電及び受電した電気の使用のための

電気設備並びに予備電源設備を含む。）、法第45条の観測施設、法第46条第2項の通報施設、令第31条の規定により警告するためのサイレン及び拡声機、夜間に屋外で洪水時における作業を行うため必要な照明設備及び携帯用の電灯その他洪水時におけるダム及び貯水池の管理のため必要な機械、器具及び資材の点検及び整備を行うこと。

(3) 気象官署が行う気象の観測の成果を的確かつ迅速に収集すること。

(4) 関東地方整備局長に対し別表第3に定めるところにより、山梨県知事及び知事に対し別表第2に定めるところにより、法第46条第1項の規定による通報をすること。

(5) 河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第27条の規定の例により、ダムの操作に関する記録を作成すること。

(6) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置をとること。

2 前項に掲げる措置のほか、次条第2号に規定する措置を容易にするため必要な流量の流水を貯水池から放流すること。

3 水害が予想される際には、事前放流実施要領により、貯水位を低下させ、空き容量の確保に努めること。

（洪水警戒時における措置）

第22条 主任は、洪水警戒時においては、前条第1項第1号から第5号までに掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 最大流入量その他流入量の時間的变化を予測すること。

(2) 次に定めるところにより、貯水池から放流し、又は貯水池に流水を貯留すること。ただし、貯水池からの放流は、第13条の規定するところに適合しないこととなるときは、できるだけこれに適合するような方法で行うこと。

ア 洪水警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位を超えているときは、貯水池からの放流を行い、貯水位が予備放流水位に等しくなったとき以後においては、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。

イ 洪水警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位に等しいときは、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。

ウ 洪水警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位を下回っているときは、貯水池からの放流をしながら、又はこれをしないで貯水池に流水を貯留し、貯水位が予備放流水位に等しくなったとき以後においては、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。

(3) 水害が予想される際には、前号の規定にかかわらず、事前放流実施要領により、貯水位を低下させ、空き容量の確保に努めること。

(4) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置をとること。

（洪水時における措置）

第23条 主任は、洪水時においては、第21条第1項第3号及び第4号並びに前条第1号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 次に定める順序により貯水池から放流し、及び貯水池に流水を貯留すること。この場合において、貯水池からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないため必要な最小限度において、行わなければならない。

ア 洪水が始まった時以後30分間においては毎秒600立方メートル放流すること。

イ アに規定する時間が経過した時からダムの全ての洪水吐ゲート及び調節ゲートが全開となるまでの間は30分前に生じた流入量に相当する流量を放流すること。

ウ イに規定する時間が経過した時から流入量が最大となった時（以下「最大時」という。）を経て貯水位が予備放流水位に等しくなるまでの間は、ダムの全ての洪水吐ゲート及び調節ゲートを全開としたときの放流量を放流すること。

エ イの場合において、ダムの全ての洪水吐ゲート及び調節ゲートが全開に至らないで最大時に達したときは流入量と放流量が等しくなるまでの間は最大時の放流量を放流

すること。

オ エに規定する時間が経過した時以後は貯水位が予備放流水位と等しくなるまでの間は、流入量と放流量が等しくなった時のダム全ての洪水吐ゲート開度及び調節ゲート開度を維持すること。

カ ウ及びオに規定する時間が経過した時以後は、洪水時が経過するまでの間は流入量に相当する流量を放流すること。

キ カの場合において、流入量が再び増加を始めた時は、その時以後30分間は増加を始めたときの放流量を放流すること。

ク キに規定する時間が経過した時以後はア以下の順序でそれぞれ各号の規定による放流量を放流すること。

(2) 法第49条の規定による記録の作成をすること。

(3) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置をとること。

(洪水処理時における措置)

第24条 主任は、洪水処理時においては第22条に規定する措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 洪水処理時に至った時において前条第1号の規定に基づき、放流していた流量を継続し、速やかに貯水位を予備放流水位に等しくなるように努めること。

(2) 洪水処理時に至った時において、貯水位が予備放流水位に等しい場合においては、流入量に相当する流量を放流すること。

第4章 雑則

(緊急時の措置)

第25条 主任は、関東地方整備局相模川水系広域ダム管理事務所長から相模川水系ダム群の管理に関し別に締結する協定に基づく指示があったときは、速やかに必要な措置をとるものとする。

附 則

1 この規程は、公表の日から施行する。

2 神奈川県相模ダム操作規程（昭和42年企業管理規程第19号）は、廃止する。

附 則（平成15年5月30日企業管理規程第14号）

この規程は、平成15年6月1日から施行する。

附 則（平成17年3月29日企業管理規程第24号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月17日企業管理規程第4号）

この規程は、平成18年3月20日から施行する。

附 則（平成18年3月31日企業管理規程第14号抄）

(施行期日)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月28日企業管理規程第27号）

この規程は、平成19年3月11日から施行する。

附 則（平成22年3月31日企業管理規程第13号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日企業管理規程第4号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年8月25日企業管理規程第12号）

この規程は、平成29年8月25日から施行する。

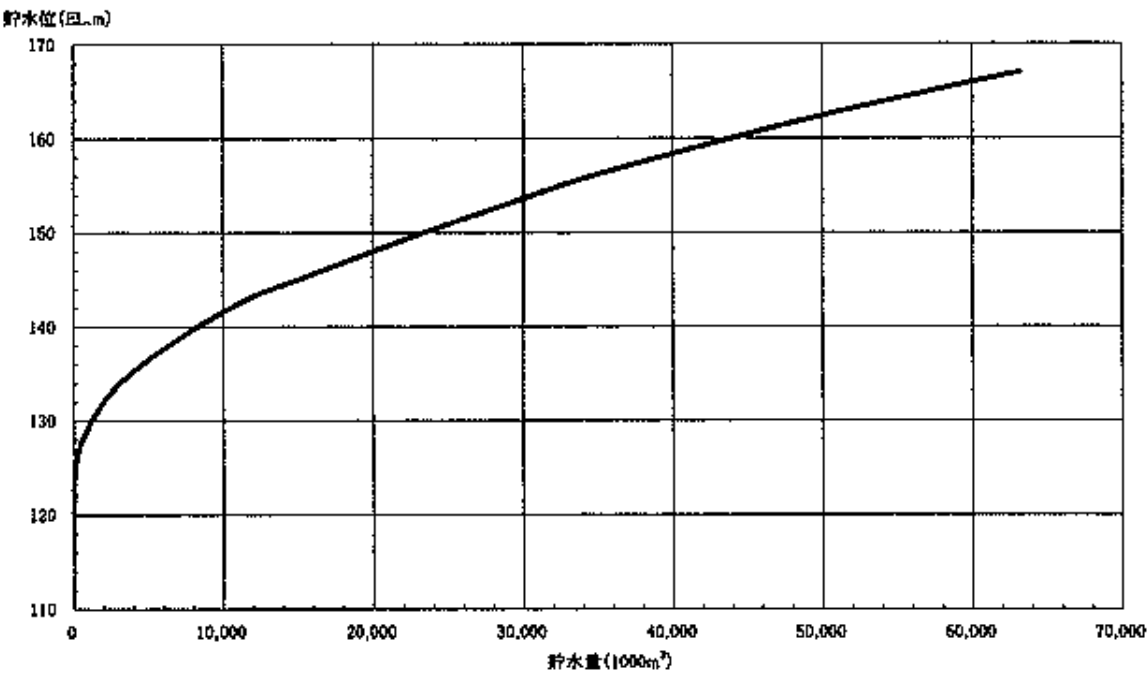
附 則（令和元年5月28日企業管理規程第1号）

この規程は、令和元年6月1日から施行する。

附 則（令和2年11月10日企業管理規程第21号）

この規程は、公表の日から施行する。

別図



(第9条関係)

別表第1(第13条関係)

当該時刻直前の放流量	当該時刻以後15分間における放流量の増分
放流開始から	毎秒
毎秒 80立方メートル未満	40立方メートル
毎秒 80立方メートル以上	毎秒
毎秒240立方メートル未満	80立方メートル
毎秒240立方メートル以上	毎秒150立方メートル
毎秒600立方メートル未満	

別表第2(第15条、第21条関係)

通知の相手方		通知又は 連絡の方法
名称	担当機関の名称	
企業局長	企業局利水電気部利水課	電話
	相模川発電管理事務所電力課	
	発電総合制御所制御課	
神奈川県知事	厚木土木事務所津久井治水センター	
	城山ダム管理事務所	
神奈川県津久井警察署長	警備課	
山梨県知事	富士・東部建設事務所河川砂防管理課	
相模原市長	危機管理局緊急対策課	
関東地方整備局相模川水系広域 ダム管理事務所長	広域水管理・品質確保課	

別表第3（第15条、第20条、第21条関係）

通知の相手方		通知又は連絡の方法
名称	担当機関の名称	
関東地方整備局長	京浜河川事務所管理課	電話

別表第4（第16条関係）

サイレン及び 拡声器の名称	サイレン及び拡声機の位置	サイレン及び拡声機 の構造又は能力	摘要
第1号サイレン	神奈川県相模原市緑区若柳 （相模川右岸）	2.2kW	ダム堤体
放流第1号拡 声機	同 与瀬（相模川左岸）	15W	同
第2号サイレン	同 若柳（相模川右岸）	3.7kW	弁天島
放流第2号拡 声機	同	15W	同
発電第1号拡 声機	同	同	相模発電所屋上
発電第2号拡 声機	同	同	相模発電所放水口下流
発電第3号拡 声機	同	同	弁天島

別表第5（第18条関係）

観測すべ き事項	観測施設			観測の 回数
	名称	位置	構造又は能力	
貯水位及び 流入量	相模貯水池 水位観測所	神奈川県相模原市緑区若柳 （相模川右岸）	有線テレメータ・自記 記録計付フロート式	常時
水位	大月水位観測 所	山梨県大月市猿橋町栗原 （相模川左岸）	無線テレメータ・自記 記録計付フロート式	同
	新田水位観測 所	同 上野原市新田 （桂川橋中央部）	有線テレメータ・自記 記録計付超音波式	同
	鶴川橋水位観 測所	同 鶴川（鶴川左岸）	同	同
降水量	石割雨量観測 所	同 都留市鹿留	無線テレメータ・自記 記録計付転倒マス型	同
	宝雨量観測所	同 大幅字桑代沢	同	同
	大月雨量観測 所	同 大月市猿橋町猿橋字切添	同	同
	姥子雨量観測 所	同 七保町字奈良子 おくさん三正沢	同	同
	甲東雨量観測 所	同 上野原市和見	同	同
	赤倉雨量観測 所	同 秋山	同	同

	相模湖雨量観測所	神奈川県相模原市緑区与瀬	有線テレメータ・自記記録計付転倒マス型	同
	道志雨量観測所	同 牧野字長俣	同	同

別表第 6（第18条関係）

観測又は測定をすべき事項		観測又は測定の回数	摘要
気象	ダム地点における天気、気温及び降水量	毎日	
水象	水位、流入量、使用水量、貯水池の表面付近の水温	毎日	
	放流量	ダムから放流のつど	
ダムの状況	変形及び湧水位（揚圧力）	少なくとも毎四半期 1 回	
	漏水量	少なくとも毎月 2 回	
	外観調査（劣化、摩耗、ひび割れ）	6 箇月に 1 回	
貯水池内及びその末端附近の推砂状況		少なくとも毎年度 1 回	